

令和元年第10回熊野町議会全員協議会  
会議録

1. 招集年月日 令和元年11月29日

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 開会年月日 令和元年11月29日

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（16名）

|          |           |
|----------|-----------|
| 1番 水原耕一  | 2番 福垣内邦治  |
| 3番 光本一也  | 4番 中島数宜   |
| 5番 尺田耕平  | 6番 竹爪憲吾   |
| 7番 諏訪本光  | 8番 沖田ゆかり  |
| 9番 片川学   | 10番 時光良造  |
| 11番 民法正則 | 12番 荒瀧穂積  |
| 13番 山吹富邦 | 14番 山野千佳子 |
| 15番 中原裕侑 | 16番 大瀬戸宏樹 |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員（0名）

~~~~~○~~~~~

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 西村隆雄

7. 説明のため出席した者の職氏名

【総務部】

- (1) 第5次行政改革大綱の進捗状況について（報告）
- (2) 熊野筆情報発信拠点の移設について（報告）
- (3) 熊野町災害復興計画について（報告）
- (4) 熊野町地域防災計画について（協議）

|     |      |
|-----|------|
| 町長  | 三村裕史 |
| 副町長 | 内田充  |
| 教育長 | 林保   |

|           |           |
|-----------|-----------|
| 総務部長      | 宗 條 勲     |
| 危機管理監     | 貞 永 治 夫   |
| 建設部長      | 沖 田 浩     |
| 建設部技術担当部長 | 林 武 史     |
| 民生部長      | 時 光 良 弘   |
| 教育部長      | 横 山 大 治   |
| 総務部次長     | 堀 野 辰 夫   |
| 危機管理課長    | 花 岡 秀 城   |
| 地域振興課長    | 西 川 伸 一 郎 |
| 財務課長      | 桐 木 和 義   |

【民生部】

(5) 手話言語条例について（協議）

|           |         |
|-----------|---------|
| 町 長       | 三 村 裕 史 |
| 副 町 長     | 内 田 充   |
| 教 育 長     | 林 保     |
| 民生部長      | 時 光 良 弘 |
| 総務部長      | 宗 條 勲   |
| 危機管理監     | 貞 永 治 夫 |
| 建設部長      | 沖 田 浩   |
| 建設部技術担当部長 | 林 武 史   |
| 教育部長      | 横 山 大 治 |
| 民生部次長     | 西 岡 隆 司 |
| 総務部次長     | 堀 野 辰 夫 |
| 危機管理課長    | 花 岡 秀 城 |
| 財務課長      | 桐 木 和 義 |

【建設部・総務部】

(6) 東部地域防災センター（仮称）に係る進捗状況について（報告）

|       |         |
|-------|---------|
| 町 長   | 三 村 裕 史 |
| 副 町 長 | 内 田 充   |
| 教 育 長 | 林 保     |

|           |         |
|-----------|---------|
| 建設部技術担当部長 | 林 武 史   |
| 建設部長      | 沖 田 浩   |
| 危機管理監     | 貞 永 治 夫 |
| 総務部長      | 宗 條 勲   |
| 教育部長      | 横 山 大 治 |
| 建設部次長     | 堂 森 憲 治 |
| 建設部技術次長   | 桑 垣 誠   |
| 総務部次長     | 堀 野 辰 夫 |
| 教育部次長     | 隼 田 雅 治 |
| 危機管理課長    | 花 岡 秀 城 |
| 財務課長      | 桐 木 和 義 |
| 都市整備課長    | 福 嶋 春 樹 |

【建設部】

(7) 出来庭二丁目・三丁目地区 地区計画について (報告)

|           |         |
|-----------|---------|
| 町 長       | 三 村 裕 史 |
| 副 町 長     | 内 田 充   |
| 教 育 長     | 林 保     |
| 建設部長      | 沖 田 浩   |
| 建設部技術担当部長 | 林 武 史   |
| 総務部長      | 宗 條 勲   |
| 建設部次長     | 堂 森 憲 治 |
| 建設部技術次長   | 桑 垣 誠   |
| 総務部次長     | 堀 野 辰 夫 |
| 都市整備課長    | 福 嶋 春 樹 |
| 財務課長      | 桐 木 和 義 |

8. 案件

【総務部】

(1) 第5次行政改革大綱の進捗状況について (報告)

(2) 熊野筆情報発信拠点の移設について (報告)

(3) 熊野町災害復興計画について (報告)

(4) 熊野町地域防災計画について (協議)

【民生部】

(5) 手話言語条例について (協議)

【建設部・総務部】

(6) 東部地域防災センター (仮称) に係る進捗状況について (報告)

【建設部】

(7) 出来庭二丁目・三丁目地区 地区計画について (報告)

【議会】

(8) 各常任委員会の活動状況について (報告)

(9) 議会運営委員会の活動状況について (報告)

(10) 議会広報特別委員会の活動状況について (報告)

(11) その他

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

(開会 9時25分)

○議長 (大瀬戸) おはようございます。

議員の皆様方、また、執行部の皆様方におかれましては、本日は、お忙しい中を、全員協議会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日の全員協議会では、執行部から報告案件5件、協議案件2件について、それぞれ説明を受けることとし、後ほど議会からの案件について御協議いただきたいと思います。

皆様からさまざまな御意見をいただきながら、円滑に進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず、協議会の開会に当たりまして、町長から発言の申し出がありましたので、これを受けたいと思います。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長 (三村) 皆さん、おはようございます。

議員の皆様方におかれては大変お忙しいところ、まことにありがとうございます。

案件説明の前に、2点、御報告を申し上げます。

まず1点目は、先の全員協議会において、御協議いただきました三重県熊野市との友好都市協定につきましては、去る11月1日、熊野市役所において、大瀬戸議長に御列席をいただき、無事締結いたしました。

今後は、幅広い交流と諸施策の連携などを通じ、両市町のさらなる発展と繁栄が図れるよう、ともに取り組んでまいります。

次に2点目でございますが、平成28年11月開催の全員協議会において、町が行った介護保険料賦課決定処分を取り消しを求める訴訟に応訴した旨、御報告を申し上げましたが、去る10月21日、最高裁判所から原告の上告を受理しないとの通知が届き、本件裁判は、町の勝訴により終結しましたので御報告いたします。

本日は、報告5件、協議2件について、御説明させていただきます。

まず報告事項の1件目は、第5次行政改革大綱の進捗状況についてでございます。平成30年度における実施計画の取り組みにつきまして、御説明いたします。

報告事項の2件目は、熊野筆情報発信拠点の移設についてでございます。広島駅ビルに出店中の熊野筆セレクトショップにつきまして、駅ビル建てかえ事業に伴う移転開設の概要を御報告させていただきます。

報告事項の3件目は、策定しました熊野町災害復興計画についての概要を説明いたします。

報告事項の4件目は、東部地域防災センター(仮称)に係る進捗状況についてでございます。基本設計の概要と実施設計の進捗状況につきまして、御説明いたします。

報告事項の5件目は、変更を行いました出来庭二丁目・三丁目地区地区計画について、その概要を説明いたします。

次に、協議事項の1件目は、熊野町地域防災計画についてでございます。本計画につきましては、現在作業中の見直し内容を御説明の上、協議させていただきます。

協議事項の2件目は、12月定例会に提案を予定しております手話言語条例について、その基本理念、目的等につきまして、御説明の上、協議をさせていただきます。

本日の報告、協議案件は以上の7件でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) それでは、早速協議会に移ります。

報告案件、第5次行政改革大綱の進捗状況について、執行部から説明を受けたいと思います。

宗條総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（宗條） それでは、第5次行政改革大綱の進捗状況につきまして、御説明いたします。

本日の資料といたしましては、資料1「第5次行政改革大綱進捗状況について」、資料1-1「第5次熊野町行政改革大綱実施計画取組状況報告書」の冊子、それから資料1-2「熊野町行政改革懇談会の答申書」をお手元にお配りしておりますが、説明につきましては、平成30年度分の取り組みをまとめました資料1で行いますので、よろしく願いいたします。

それでは資料をごらんください。

第5次熊野町行政改革大綱及び実施計画でございますが、推進期間は平成28年度から令和2年度までの5年間、4つの改革の柱のもとに67の取り組み項目を掲げております。また、その着実な実施を図るため、毎年、進行管理を行い、実施状況を公表することといたしております。

本日は、この第5次行政改革の3年目となります、平成30年度の取り組み状況について御報告いたします。

まず1の取り組み状況としまして、平成30年度の取り組み状況を表に整理しております。左から実施計画における4つの改革の柱、その右に柱ごとの取り組み数、そして平成30年度の実施状況、最終年である令和2年度の目標値となっております。

平成30年度、計画した取り組みが実施に至ったのは、67項目中52項目でございます。なお、取り組み項目67に対し目標値が59となっておりますが、これは情勢変化に対応するため、情報収集などの検討を継続しつつ取り組みを実施する必要があるものが7項目、計画期間内に事業が完了するものが1項目あるためでございます。

7項目の内容といたしましては、行政情報をわかりやすく提供する媒体の研究、町有財産の売却、簡素で機動的な組織体制の整備、県からの権限委譲事務への適切な対応等々でございます。また、民間都市開発推進機構の基金を活用した住民参加型まちづくり施設整備事業につきましては、平成30年度の実施事業をもって事業完了となっております。

続きまして2、平成30年度の主な取組み状況の概要について御報告いたします。資料1-1では、全67項目の取組み状況を整理しておりますが、その中から実施を中心に主だった状況を、こちらの表にまとめさせていただいております。左側に改革の柱として施策目標と実施予定の具体的施策を、右側に具体的施策ごとの平成30年度の実施状況という形で記載しております。

まず最初の柱は、施策目標の1、住民との信頼関係を強化する、具体的施策は（1）行政情報をわかりやすく公開・発信すると、（2）住民ニーズを的確に把握し、きめ細かく対応するでございます。

まず上の段、（1）行政情報をわかりやすく公開・発信するでは、①情報発信の充実、②個人情報の保護に関する事項で、取組み項目数は5件でございます。

平成30年度の実施状況でございますが、より広く情報発信を行う媒体として、フェイスブックやLINEなどのSNSを活用しております。昨年7月の豪雨災害以降は、避難情報などを、このSNSを活用して発信しております。行政情報の積極的な提供に関しては、財政状況、個人情報保護法及び情報公開制度について、広報紙やホームページにおいて、継続的に情報発信を行っております。

続いて、下の段の（2）住民ニーズを的確に把握し、きめ細かく対応するは、広聴の充実や住民意見の的確な対応、住民サービスの向上に関する施策で、項目数は7件でございます。

平成30年度でございますが、町政への意見や提案をお寄せいただくための専用メールアドレスを設置いたしました。また、平成29年度に開催しました地域懇談会においてお聞きした御意見や要望等への対応を行いました。その他、窓口サービスの向上を図るため窓口アンケートを実施しました。また、窓口の御案内をスムーズに、漏れなく行うために活用している手続チェックシートにつきましては、毎年、内容の見直しを行うとともに、運用の徹底を図っております。

続きまして、2番目の柱としまして、施策目標2、住民との協働のまちづくりを進めるでございます。具体的施策としましては、（1）地域協働の仕組みをつくる、（2）まちづくりへの参画機会を拡充するの、計7件の取組みでございます。

上段の（1）地域協働の仕組みをつくるでは、①地域協働の推進、②地域協働事業の支援として、行政協力員会議の定期開催、熊野町まちづくり協働推進事業として5つの団体に活動助成金の交付などを行いました。

(2) まちづくりへの参画機会を拡充するでは、①政策形成過程への住民参画の推進、②住民参画による事業の推進を図ることとしておりまして、平成30年度は、住民視点からの意見をいただき協働で取り組むため参加者の公募を行い、魅力ある観光地づくりと観光コンテンツの創造に関する各ワークショップ、防災・減災まちづくり会議を開催いたしました。

審議会等、多様な分野における方針決定の場への女性参画の促進に関しましては、選定の公平性や推薦団体の意向に十分に配慮しつつ、引き続き、女性の登用に対する働きかけを行ってまいります。

右側のページに移りまして、3番目の柱は施策目標3、自主性・自立性の高い財政運営を行う、具体的施策としては(1)の歳入を安定的・持続的に確保すると、(2)財政を健全に運営するでございます。

まず上の段、(1)歳入を安定的・持続的に確保するでは、町税等の各種徴収金の収納率の向上を図るため、平成30年度においても、電話催促、督促、財産調査及び差し押さえ、給付の制限、水道では給水停止などを実施するとともに、住民の方々の納付の利便性向上に向けまして、口座振替、コンビニ収納の推進について、広報等によるPRを行いました。また、町有財産に関しましては、計8筆、約86万円の売却を行っております。

(2)財政を健全に運営するでは、歳出の削減や財源の重点的・効率的な配分、地方公営企業等の経営健全化に関する取り組みを掲げておりまして、平成30年度は予算編成方針の作成、毎月の調整会議による主要18事業の進行管理会議を実施し、事業の着実な進捗を図っております。

公共施設の管理運営に関しましては、積極的な指定管理者制度の導入に努めているところであり、平成30年度は中央地域健康センターへの指定管理者制度の導入について検討を行い、今年度から熊野町社会福祉協議会を指定管理者としております。また、公共施設等の計画的な管理を目的に、平成31年度から令和9年度までの10年間の施設維持管理計画を策定いたしました。

最後の柱、施策目標4、社会の変化に対応できる行政運営を行うに関しましては、(1)柔軟で機動的な執行体制を確立する、(2)モチベーションが高く、力量のある職員を養成する、(3)広域的な連携を推進する、(4)町議会の活性化の施策を掲げてございます。



まず、（１）柔軟で機動的な執行体制を確立するに关しましては、①効率的な組織体制の確立、②行政経営システムの推進、③情報化による行政サービスの充実についてでございます。ここでの平成３０年度の取り組みでございますが、職員要望ヒアリングによる効率的な組織体制の整備、これは条例定数を下回る定員計画を実効あるものとしていくために、毎年、実施しているものでございます。職員提案に关しましては、事務改善などについて計３０件の提案を受けております。総合計画及び総合戦略に关しては、毎年度、事業の進捗を調査し、結果の公表を実施中でございます。

また平成２７年度から取り組んでおります情報漏えい対策についてですが、平成２８年度に行ったインターネット環境との完全分離に加え、平成２９年度からはひろしまセキュリティクラウドへ参加し、さらなる情報セキュリティの強靱化を図っております。

（２）モチベーションが高く、力量のある職員を養成するにつきましては、職員の適正配置、人材育成に关し、熊野町定員適正化計画に沿った職員の採用、配置を実施中としておりまして、ここは上記（１）の再掲となります。なお、平成３０年４月１日時点の職員総数は１５１人、計画最終年の令和２年度の目標値は１６０人となっております。

（３）広域的な連携を推進するでございますが、広域事業の推進や国・県との連携強化として、ごみ処理、消防業務、後期高齢者医療業務の広域処理を継続実施しております。また、ここに記載しておりませんが、広島市、呉市との連携協約を締結しており、広域連携の推進を図っております。権限移譲事務につきましては、平成３０年度は、県からの新たな移譲事務はございませんでしたが、既に移譲されている事務を適正に実施しております。

最後に町議会におかれましては、開かれた議会運営を行うとして、平成２３年から本会議のライブ中継を、平成２４年からは会議録の公開を、平成２７年からは各常任委員会の活動が全協において報告され、情報・課題の共有化が図られるなど、引き続き、議会の活性化に取り組まれているところであります。

以上、平成３０年度の第５次熊野町行政改革の実施状況について、報告をさせていただきました。

最後に、３．今後の取組みについてでございますが、本日、資料１－２として配付させていただきます。熊野町行政改革懇談会答申書を踏まえまして、今後も職員一

人一人が住民視点に立って、取り組みを継続してまいります。

また本日の内容につきましては、町ホームページを活用しまして住民の方々に公表したいと考えておりますので、より一層の御理解をお願いしまして説明を終わらせていただきます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 執行部からの説明が終わりましたので、この報告について質疑があればお願いいたします。

質疑ありませんか。

尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（尺田） 施策目標4の（2）のところで、関連してちょっと伺うんですけども、現在配置されている臨時職員の数と、あと臨時職員のモチベーションなり資質というものについてはどのように評価されておりますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 宗條総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（宗條） 臨時嘱託職員につきましては、さまざまな雇用形態がございますので一概に総数で何人というような表現はなかなか行いづらいところがございます。ただ、常勤的に勤務しておりますのはおおむね30人というふうに理解しております。

それぞれ非常勤の職員につきましては任期を切っておりますので、その雇用を継続するに当たっては、それぞれの管理職のほうの評価をもとに更新をするような手だてをとっております。

また、特に、例えば児童クラブの指導員等につきましては、必要に応じて研修に参加させるといったような取り組みをしておりますが、主には事務職員につきましては職場内での教育といったようなものを中心に能力の向上というものに努めているところでございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（尺田） ちょっと聞きたいのが資質、臨時職員の。どのように評価してるという  
か、率直に思ってるかというのをちょっとお伺いしたいのですけれども。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 宗條総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（宗條） 先ほど申しました30人程度の常勤的な臨時職員については継続し  
て雇用しておりますので、それぞれに一定の資質を持って職務に当たっていただい  
ておると、そのように評価をいたしております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（尺田） 済みません。臨時職員さんの給与については上限があるとはいっても、  
ボーナスが4月から出るということで、臨時職員を雇用するメリットというのは少し  
薄くなってんじゃないのかなというふうな気がするんですけど、そうするよりかは、  
もう少し正規職員をふやすべきかなというふうに思うんですが、どのように思われま  
すか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 宗條総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（宗條） 先ほども御説明いたしました、定員適正化計画に基づきまして上  
限160人ということで、今、それより下回った職員数でございますので、何とか来  
年4月の当初には160人に達するような、そういった見込みを持って、ことしの採  
用の事務を当たらせていただいたというところでございます。

今後、現在ではその定数160人という形でやっておりますが、今後の事務量の増加  
等に応じて、この160人というものが適切かどうかというところを判断していくと  
いうことになろうかと思いますが、いずれにしましても財源的なこともございませ  
ぬので会計年度任用職員等を活用させていただきながら、事務の低下がきたされな  
いように今後も努めてまいりたいと、そのように考えております。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございませんか。

沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 窓口アンケートを実施されてるということなんですが、この平成30年度の予定としては分析結果の実施と改善ということになってますが、実績としては窓口アンケートの実施、結果の分析ということで、去年は災害もありましたし、そこまですりできなかったのかなという気もするんですが、こういった内容のアンケートをされて、その分析の結果がこういったことを改善しようとされてるのか具体的にお伺いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 時光民生部長。

~~~~~○~~~~~

○民生部長（時光） まずアンケートの概要ですが、まず平成30年の12月1日から平成31年の1月末までの2カ月の間、住民課の窓口に来られた方を対象にアンケートをお願いいたしました。

内容といたしましては、職員の対応でありますとか説明内容、それからかかった時間等について、5段階で回答いただいております。1が不満で、最高の5が満足ということでございまして、その結果ですけど、56の方がその間にお答えいただきました。対象となるのは住民移動された方、転入、転出、住所内熊野町内の移動、結婚、出産、死亡というような形の方を対象にしております。アンケートの結果を見ますと、ほとんど、ほぼ皆さんが一番大きい5という、満足という回答を全ての項目でいただいております。また、自由記載欄におきましても、とても対応がよかった、丁寧だったというような、そういう御意見をいただいております。自己満足ではないですけど分析もちょっとこれは。今後も気を引き締めて、よりよいサービスに努めていくというようなことを今考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 対象者を転入、転出者にしてるのはなぜなのでしょう。

〇議長（大瀬戸） 時光民生部長。

〇民生部長（時光） 転入、転出といますか、移動なので、もう死亡とか出生も全部入ってますので、ほとんど住民課の業務としては網羅してるかなというふうに思っております。

〇議長（大瀬戸） ほかにありませんか。

諏訪本議員。

〇7番（諏訪本） 苦言ということはないんですが、最後の4番の町議会の活性化のところですが、これ以前も申し上げたんですけれども、議会の定例会で議決を得ないでも報道のほうへ事前に情報提供してという話が前ありましたですよね。そのときに副町長のほうからも、他の市町でもこういう前例があるからということで我々も認めてはいるんですが、議会の活性化ということになれば、やはり、私はきちっと我々の議決を得た上で報道関係のほうに提供してもらいたいなという気持ちは持っております。そのことも踏まえていって、ぜひとも議会の活性化ということについて、オブラートに包んだような話ではありますが、よろしく、我々も頑張ったいというように思っております。よろしくお願ひします。

〇議長（大瀬戸） 答弁はよろしいですか。

〇7番（諏訪本） はい、いいです。

〇議長（大瀬戸） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

〇議長（大瀬戸） ないようですので、それでは第5次行政改革大綱については、最小の経費で最大の効果を発揮できるよう、引き続き実施計画に基づき行政改革を推進するよう要望し、次の報告に移りたいと思います。

報告案件、熊野筆情報発信拠点の移設について、執行部から説明を受けたいと思いま

す。

宗條総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（宗條） 報告案件の2番目、熊野筆情報発信拠点の移設につきまして御説明いたします。

右上に資料2とあるものをごらんください。

まず、1の経緯でございますが、平成22年7月に国の緊急雇用対策基金事業補助金を活用し、一般財団法人筆の里振興事業団により、広島駅ビル、アッセ5階に熊野筆情報発信拠点として熊野筆セレクトショップ広島店を開設し、熊野町や熊野筆についての情報発信に努めてきたところでございます。

しかしながら、広島市の広島駅南口広場の再整備等に係る基本方針に基づくJR西日本グループの広島駅ビルの建てかえ事業に伴い、駅ビルが改築されることになり、令和2年3月末日で駅ビルから撤退することとなりました。

一方、JRグループのホテルグランヴィア広島から、この撤退に伴い、ホテル内へ出店の提案をいただいたことから、広島駅ビルが再整備される2025年度までの間、JR広島駅新幹線口側のホテル1階に店舗を移転し、事業を継続実施するものでございます。

2の計画概要でございますが、名称を同じく熊野筆セレクトショップ広島店とし、整備予定場所はホテルグランヴィア広島の1階、営業時間は年中無休で10時から19時まで、オープンは令和2年3月20日を予定しております。

店舗面積は46.4平方メートル、店舗概要はセレクトショップの他店と同様、熊野筆情報発信拠点と熊野筆アンテナショップとなります。事業内容は、熊野筆の販売、熊野町及び熊野筆、筆づくり工程などの紹介コーナー、メイキャップ指導、外国人宿泊客への筆文化の紹介となります。契約先は、株式会社ホテルグランヴィア広島、契約期間は5年の定期借地権契約とし、契約延長も可能という条件となっております。

次に3のセレクトショップ展開の目的でございますが、この熊野筆セレクトショップは、熊野町及び熊野筆の魅力を積極的に発信することで、筆産業の活性化や交流人口の拡大を図ることを主目的とするものでございます。

広島駅周辺では、ASSEの広島店以外に、平成27年5月から新幹線口店の運営を通じて熊野筆情報発信事業に努めてきましたが、駅ビル再開発により平成30年9月

に閉店、その後、広島駅の商業施設 E k i e 2階のしま商店の一部として事業形態を変更し商品供給を継続しておりますが、展示スペースは小さく、情報発信効果は限定的となっております。これに加えて、A S S E 広島店が閉店となりますと、平成 22 年から足かけ 10 年間継続してまいりました、駅周辺を回遊する観光客や年間 10 万人の来店者に対する情報発信の機会が失われることとなりますが、ホテル内に移転することで、その機能の維持を図るものでございます。

4 の配置図等でございますが、ホテル 1 階、新幹線口側から入ってすぐ左手、黒色部分が移転場所となります。参考までに現在の A S S E 広島店のイメージ図も載せております。

5 の令和元年度における、本年度における投資額でございますが、広告費や移転 P R 関連費用、店舗の移設整備費用など、合計 1,605 万 1,000 円が見込まれ、12 月議会に提案する補正予算に計上させていただくことといたしております。

財源につきましては、筆文化を継承する取り組みに御寄附をいただいておりますふるさと納税の積立金である筆の里づくり基金から所要額の全額を充当することとしております。なお、令和 2 年度においても、別途観光イベント等での P R 活動費を手当てすることとしていたしております。

6 の収支見込みでございますが、年間ベースでの収入として、店舗売上が 4,050 万円、支出は売上原価 1,944 万円ほか合計で 3,774 万 8,000 円を見込んでおります。

裏面をお願いいたします。

7 の今後の見込みでございますが、新たな駅ビルに再出店できるかどうかは現時点では未定でございます。また、再出店できた場合におきましても、このホテル内の店舗を閉鎖するか否かは今後の運営状況等により判断することといたしたいと、そのように考えております。

8 の参考資料といたしまして、セレクトショップ売上高、それによる収益を公益事業の収入に充てた公益事業負担金の額、ふるさと納税寄附金額の推移などを掲載しております。

説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 執行部からの説明が終わりましたので、この報告について質疑があれ

ばお願いいたします。

質疑ありませんか。

光本議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（光本） ホテルグランヴィアへの移転、2025年度までを目途になんですが、これは状況が余りよろしくない場合はそれを待つまでもなく撤退ということもあり得るかどうかお伺いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 宗條総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（宗條） 正直申しまして、現在のASSEの広島店と比べると位置的にホテルの中ということで一般の観光客の方がどの程度そちらに立ち寄っていただけるのか、あるいはホテルの利用客の方がどの程度利用していただけるのかといったものについては、今後のPRであるとか、ホテルとの連携といったことにも大きく影響してくると思いますので、そのあたりを見ながら運営状況が思わしくなければ、また違う手だてを講じる等をして、極力、この広島駅周辺での店舗の維持というものに努めてまいりたいということで、現段階ではこの5年間の中途で閉鎖とかいったようなことは考えておりません。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございませんか。

山野議員。

~~~~~○~~~~~

○14番（山野） これに関連してなんですけれども、ASSEもだめ、グランヴィアもひょっとしたら収益が赤字になるかもしれないというような状況の中で、今、今朝の新聞だったかな、宮島に大きなビルが建つような状況でショッピングセンターができるみたいですけど、そこのほうには年間で500万人の観光客が来られて、それで、そこで出店されるというような話があったと思うんですけど、そのほうはいかがだったんでしょうか。

~~~~~○~~~~~



○議長（大瀬戸） 宗條総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（宗條） 宮島口の観光施設、今、整備されております中に熊野筆を販売するコーナーが設けられるということは聞いております。これにつきましては、従来から宮島口にあった店舗がそちらのほうに移設するという事をお聞きしておりますので、民業等を圧迫するというようなことにもなりかねませんので、宮島口につきましては、この筆の里工房のショップを置くという計画はございません。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 山野議員。

~~~~~○~~~~~

○14番（山野） せっかくですので、そこの業者と一緒にちょっとお話しなさせて、熊野町の筆というので1社の収益のことを考えるのか、熊野町でというので話し合いはできないものなのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 私も宮島口については出店したいと考えておりましたが、広電さんから、トップのほうから熊野町が出られるんならいいですよという回答はいただいておったんですが、既に熊野町の業者が入っております。どうしても存続を希望されるので、やはり、さっき総務部長が申しあげましたように、我々はやっぱり、もう既に出店してる宮島に限らず、いろんな場所でもう出店してる業者がいれば、それはやはり自分たちの役割というのは熊野筆というものをPRするために出店するわけでございますから、入っておるのをさらにその上から入るということは広電内部でもちょっといろいろ議論がございまして撤退を決めたと、断念したという経緯でございました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） いいですか。

~~~~~○~~~~~

○14番（山野） わかりました。

○議長（大瀬戸） ほかにございませんか。

中島議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（中島） 収支見込みのところなんですけど、収入が約4,000万円じゃないですかね。それから、支出が3,700万円余りということで200万円強の収益という形になるんでしょうか。

裏面のセレクトショップ、今現状は30年度が約1,000万円のマイナスというふうになってますかね。先ほど宗條部長のほうからもいろいろPRをしながらやっていくんだという話がありましたけど、ちょっとこの200何がし、220万円ぐらいですか、収益が、この総合的に見ますと。ちょっと甘いですか、どうですか、今までの実績からいって、あるいは閉鎖的などこに入るということもあって、利益が見込めるかどうかというのをちょっとお尋ねしたいなど。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 宗條総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（宗條） この収支見込みにつきましては、ASSEに入っております広島店の収支をもとに場所が移転するということで、ある程度収益が落ちてくるだろうという見込みのもとに立てているものでございます。基本的には、このASSE広島店にも職員を採用しておりますので、基本的にはその雇用を維持しつつ、先ほど申しましたように、熊野町、あるいは熊野筆のPRを引き続きやっていきたいという主目的で引き続き店舗を維持するという計画を立てております。

セレクトショップの売上高、平成30年度1,000万円ほどマイナスになっておりますが、これは平成30年度におきまして、1つは7月豪雨があったという影響と、もう1つは空調の整備の関係で年度中途から館を閉鎖したということで収益が落ちているということが主目的でございます。

ということで、この収支見込みにつきましては極力収益が上がるように、先ほど申しましたようにいろいろPRを通じて、お客様をこの店舗のほうに誘導するような手だてを筆の里振興事業団のほうで考えていただくということといたしております。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 中島議員。

~~~~~○~~~~~

○4番(中島) セレクトショップの5年間の状況を見てみますと、何となくこう利益が下がっているという形が見えるんだらうと思うんですけど、今の30年度のその災害等の関係もあったという、あれで閉鎖したということもあったということなんですけど、これは29年度もマイナスになってますけど、そういう傾向にあるような形になっておるといことはないんでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) 宗條総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長(宗條) 確かに売上高といいますか、この収入決算額というものはちょっと減少傾向にあるというのはこの数字だけで見てとれようかと思っております。平成29年度マイナスになっておりますのは、これは少しどう言いますか、労使関係の関係でちょっと問題が生じまして、そのための特別な経費があったということでございますが、いずれにしましても、この損益の欄の上側、うち公益事業負担金というところを括弧書きで金額を書いておりますが、これがいわゆる収益事業から公益事業のほうにお金を入れていただいたという金額でございますので、これを除外して考えれば、収益は上がっているという結果となっております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) ないようでしたら、これで終わります。

それでは、熊野筆情報発信拠点の移設については了承し、事業の進捗に合わせ、その詳細等を今後も適宜報告されるよう要望し、また、12月定例会において補正予算案が関連議案として提出されますので、改めて審議することとし、次の報告に移りたいと思います。

それでは、報告案件、熊野町災害復興計画について執行部から説明を受けたいと思います。

貞永危機管理監。

~~~~~○~~~~~

○危機管理監(貞永) それでは、熊野町災害復興計画について説明をいたします。計画書は、お手元にお配りさせていただいておりますが、本日は概要について説明資料に

従って説明をさせていただきます。

なお、本来この計画書は発災後速やかに作成すべきものではありませんが、諸事情により策定に時間を要し、既に終了している事柄もありますが、表記上、現在も行っているような表記をしているところがありますことについて、御了承いただきますようお願い申し上げますとともに議員の皆様方への説明が遅くなりましたことをおわび申し上げます。

では、資料3の1ページをお開きください。

まず1、計画の目的では、熊野町災害復興計画は平成30年7月豪雨で経験して得た教訓を生かし、本町の将来像を見据え、単に元の姿に戻すだけではなく、さらなる町の発展を目指し、町民が安心して暮らし続けることができるとともに、誰もが住んでみたいと思える未来へつながる復興に向けた指針として策定したものでございます。

続きまして2、計画の位置づけでは、本計画は本町行政の基本的な指針である第5次熊野町総合計画及びまちづくりの基本方針である熊野町都市計画マスタープランを踏まえ、平成30年7月豪雨からの復旧・復興に関する計画として位置づけております。

なお、平成30年7月豪雨は、特定非常災害に指定されていますが、特定大規模災害には指定されていないため、大規模災害からの復興に関する法律に位置づけられる復興計画ではなく、任意の復興計画として策定をしております。

次に3、計画の対象範囲は、平成30年7月豪雨による災害が町全域に及んでいることから町全体とします。以後、平成30年7月豪雨を本災害として説明をさせていただきます。

4、計画期間につきましては、復旧事業の完了と基礎的な復興のための事業実施の期間として令和元年度から令和5年度までの5年間とします。また、発災後の対応施策を今後の教訓として系統的に示すため、平成30年度に行った応急対策についてもあわせて記載をしております。

表の上段をごらんください。オレンジ色の矢印で、復興計画を令和元年度から令和5年度までとしております。中段のブルー系の矢印が第5次熊野町総合計画、下段のグリーン系の都市計画マスタープランは、ともに令和2年度に最終年度を迎えることから、それぞれの次期計画に本計画の基本方針や施策を反映することで、復旧・復興を着実に進めてまいります。

続いて、5、計画の構成でございますが、本計画は平成30年7月豪雨の災害状況、

災害計画等の本町の将来に関する諸計画と本町の現状等を踏まえた上で、復興の取り組みについての目標となる理念と復旧・復興のための具体的な実施事業を提示する実施計画で構成をしております。

その下の図をごらんください。

上段、左側の平成30年7月豪雨の災害状況は、災害検証委員会による検証結果や復興アンケートなどをもとに整理をいたしました。右側の上位関連計画は、第5次熊野町総合計画、熊野町人口ビジョン、熊野町まち・ひと・しごと創生総合戦略、熊野町都市計画マスタープラン、熊野町地域防災計画が位置づけられております。

これらについて、熊野町の現状と復興に向けた課題の整理を行い、復興計画の理念・基本方針を決定をいたしました。基本方針は住まい・生活の再建、安全なまちへの復旧・復興、災害対応力の強化、定住・交流・関係人口の増加の4つとし、基本方針の下には、さらに詳細な項目を定めております。

なお、この計画の進行管理はマネジメントシステムの考え方に基づいて、計画、実行、点検・評価、見直しを着実に進めていくPDCAサイクルの手法を用いて、施策の実現と改善を行ってまいります。

2ページでは、平成30年7月豪雨災害の検証結果の概要を示しております。

検証は、熊野町平成30年7月豪雨災害検証委員会において行われ、平成31年3月29日に提出された検証結果報告書で、今後の防災・減災に向けた取り組みの必要性が提言をされました。

続いて、3ページの計画の理念・基本方針をごらんください。

1、計画の理念（将来像）についてですが、本町が町制施行100周年を迎える節目の年であった昨年7月に、西日本を襲った豪雨により甚大な被害を受け、引き続き被災された方々に寄り添い、復旧・復興を着実かつ迅速に進めていくことが必要と考えています。

これまで本町は、第5次熊野町総合基本計画における将来像、ひと・まち・育む・筆の都熊野や、熊野町まち・ひと・しごと創生総合戦略における筆で彩る7色のブランド戦略の実現に向けて、子育て支援等の各種施策に取り組んできましたが、人口減少への対応や筆の都としての地域ブランド力の強化等が課題として挙げられます。

国が実施した平成30年7月豪雨からの復興に関するアンケート調査結果では、熊野町の誇りに思うこととして、熊野町のブランド力が挙げられ、熊野町の将来を見据え

た復興を進めていく上で重視すべきこととして、自然災害への対応力の充実を望む声が高い結果となっております。

そのため、災害からの復旧・復興を単なる原状回復にとどめることなく、第5次熊野町総合計画の将来像を本計画の将来像として継承し、将来像の実現や人口減少への対応や筆の都としての地域ブランド力の強化等の被災前からの課題解決に向けた創生的復興のまちづくりを進めていきます。

続いて、2、計画の基本方針（施策の体系）についてですが、先ほども申しあげましたが、将来像については熊野町災害復興計画の将来像と第5次熊野町総合計画の将来像を一致させています。災害復興に向け、下に掲載しています施策体系図に基づいた施策を体系的に展開することで将来像を実現いたします。

続いて4ページの基本方針別の実施計画の主なものを説明をいたします。

1、住まい・生活の再建では、被災者にとっては一日も早い住まいと生活の再建が必要とされています。そのため、各種制度に基づいて用意されている被災者の住まいの再建支援や生活再建の支援のための取り組みについては適切に活用することができるよう、被災者への丁寧な情報提供と、きめ細かな相談対応を行います。

また、地域支え合いセンターなどにより、被災者に寄り添いながら、こころのケアや健康の維持・回復の支援にも取り組みます。

まずは、（1）被災者の住まい・生活再建支援でございます。

①宅地内の堆積土砂の撤去や、災害廃棄物の処理を速やかに行います。また、被害の程度により公費での撤去支援、②農道、ため池、里道・水路等の復旧、③被災者台帳により被災者へ情報提供を行い、住まいや生活再建の支援、④住まいの自主再建に向けて、支援策を整理した冊子を作成・配布するほか、相談会を開催をいたします。

次に、大原ハイツに特化した項目といたしましては、⑩砂防・治山施設や急傾斜対策事業の早期の整備を国・県に要請するとともに、被災した道路・水路の復旧や部分的な改良の実施、⑪指定避難所までの2方向の避難ルートの確保のための新設道路を整備、⑬本災害の経験を風化させないための慰霊碑や広場等を大原ハイツ内に整備します。

次に（2）のこころや健康の支援では、①県によるスクールカウンセラーの派遣制度を活用し、被災した児童、生徒等の心のケアの継続、②公衆衛生チーム活動としての、健康管理や要支援者の把握と支援の実施、③発災後に、要介護者や妊産婦等に対し、

町の保健師等の専門職及び他県からの支援員による状況確認を行いました。今後は被災者の生活再建と自立を支援するため、地域支え合いセンターでの、見守り、生活支援、地域交流、疾病・介護予防等の促進を図るとともに、関係機関と連携し、総合的な支援体制を維持します。

次に、2、安全なまちへの復旧・復興では、本災害では、道路や河川をはじめ、生活や各種の活動を支える根幹となる各種インフラや各種公共施設も大きな被害を受けました。今後も地震を初め、さまざまな自然災害が発生するおそれがあり、その災害に備えた安全性の追求は最も重要な課題となっています。

また、本災害により県沿岸部の幹線道路が通行できなくなったことから、広域的な迂回交通が本町に集中したことで慢性的な渋滞が発生いたしました。本町の広域的な位置を踏まえた広域道路ネットワークの強靱化にも取り組んでいく必要があります。そのため、国や県などの関係機関とともに十分に連携しながら、各種インフラ施設や公共施設の早期の復旧に取り組むほか、必要に応じたさらなる機能強化を図る取り組みを進めていきます。特に、山地等に囲まれた本町の地形特性からは、住まいの安全性を確保する上で大切な役割を担う砂防・治山施設の早期整備と、その施設の適切な管理を国・県に要請していきます。

また、減災の観点から、こうした施設の整備とあわせてソフト的な施策にも取り組んで、各地区での避難環境を高めていく取り組みも進めることで、安全なまちに向けた復旧・復興を進めていきます。

5ページをごらんください。

(1) インフラの復旧・復興、強靱化では、①道路や河川などの既存の土木施設を初め、農地及び農業用施設や林道の早期復旧、②広域幹線道路ネットワークの強靱化を県と連携し、県道整備の早期完成を目指します。③町道の新設事業は、県道整備との連携により優先度の高い路線や区間からの整備をし、④町道の改良事業は、避難や救援ルートとして想定される優先度の高い路線や区間から実施し、⑤国や県が実施する砂防施設や治山施設、急傾斜対策事業は、早期の事業化と完成を要請します。⑦各種インフラの復旧・復興事業の進捗状況については町のホームページなどで公開し情報共有に努めてまいります。

続いて(2)の公共施設の復旧・復興でございますが、①避難所となる公共施設の生活環境を高めるための、トイレの洋式化等の施設整備の推進、②熊野第二小学校プー

ルは早期の復旧により使用可能となっておりますが、残る町民グラウンド及び多目的グラウンドの早期復旧に取り組みます。④ゆるぎ観音周辺はひろしまの森づくり事業交付金を活用し、地元と一体となって整備を進めます。

次に、3、災害対応力の強化でございますが、本災害での想定を超える降雨による災害は、町が備えていた災害対応力を超えるものとなってしまいました。避難施設や避難路の配備や、避難所での生活を送る際の施設整備の状況、防災備蓄の量と質などは、必ずしも十分な状況とはいえず、非難された方には不便な避難生活を願いますこととなりました。

今後、同様の災害が発生することに備えて、これらの反省や明らかとなった問題点を踏まえた上で、国や県とともに連携をしながら必要なハード整備に取り組むほか、町民にも避難意識の向上や防災知識などの習得、さらには地域での災害対応力を高めていただくことを支援するソフト的な取り組みの充実を図ります。

また、避難情報の提供の仕方や、避難所開設等における町の災害対応体制にも改善すべき点があることが明らかとなりました。その内容を踏まえた上で、町の災害緊急時の危機管理体制についても見直しを図り、自助・共助・公助が調和した災害対応力を構築いたします。

まず、(1) 防災拠点の整備では、①地域防災センター整備構想に基づき、東部地域防災センターの新規整備を進め、②中央地域、西部地域では既存集会施設等を、防災拠点としての機能を備えるよう改修し、町民が避難しやすい拠点施設整備を進めます。また、③避難所となる熊野町民会館のエレベーター改修や町民体育館のアリーナ照明のLED化等、施設の適切な維持管理を進めます。

続いて(2)の避難環境の充実では、②本災害での避難所の開設・運営における問題点や改善すべき点を検証し、職員配置や避難所運営マニュアルの見直しなどを進めていきます。④長期間の避難備え、防災備蓄の充実、避難所での備品を充実し、⑤ペット同伴での避難を可能とする避難所の運営マニュアルの策定等、施設運用と開設に向けた検討を進めます。なお、現在は環境省等で示されているペット同行避難の方針で整備を進めているところでございます。⑥避難行動要支援者の円滑な避難を実施するために、避難支援策を検討いたします。

次に、(3)の災害に備える取り組みの推進では、①自主防災組織を育成し、避難における自助・共助を強化するための、新たな財政的支援、②自発的・能動的に防災に



取り組む人材を育成するための防災教育として、児童・生徒への防災教育充実に向け、まず、教職員を対象とした防災研修を行うとともに、地域住民の防災への関心を高める防災講演会の実施、④町を構成するさまざまな機関、団体、そして個人が防災・減災に向けた役割や責務を共有し、災害に強い、安全なまちづくりを進めるため、防災・減災のまちづくりに関する条例の制定に向けた検討を行います。また、⑦災害発生に伴う環境対策として、今後発生するおそれのある地震・台風・風水害等を想定した、災害廃棄物処理計画を策定いたします。

次に、6ページの(4)危機管理体制の見直し・強化では、①本災害での経験や反省を踏まえた上で、災害時の危機管理体制強化の視点に立って地域防災計画の見直し、②業務継続計画を策定し、災害緊急時での災害対策本部となる町組織の分掌事務の内容や職員の行動手順等を定めたマニュアルの見直し、④本災害での対応について、応援自治体からの協力が大きな力となったことを踏まえ、近隣、広域の自治体との緊密な交流を図り、災害時の緊急協定の締結等を進めます。⑥町民への避難情報の発信については、町の特性を踏まえた判断基準の見直しや、避難行動を促す伝わりやすさに配慮して、さまざまな情報媒体を活用した伝達方法を検討する等により、迅速で確実な情報伝達の仕組みを構築します。

次に(5)速やかな避難支援の取り組みでは、①町民への避難情報の発信・発令については、本町の特性を踏まえた判断の基準や体制の見直しとともに、避難行動を促す伝わりやすさに配慮して、町ホームページやさまざまな情報媒体を活用した伝達方法を検討する等により速やかな避難行動を支援し、②自然災害や非常事態に対する避難情報の伝達手段の1つである防災行政無線のデジタル化事業の見直しを行い、令和2年度までに更新し、③平時において要配慮者の確認や避難時に支援が必要となる避難行動要支援者名簿の作成更新を進め、地域の自主防災組織や近隣住民とも協力しながら、逃げおくれる人が出ない避難体制の構築に向けた取り組みを進めます。また、⑥新たに作成を進めているハザードマップを活用し、避難時の行動を事前に確認するなど、自治会、自主防災組織単位での避難訓練を実施いたします。

続きまして、4、定住・交流・関係人口の増加では、本町はその広域的な立地条件や熊野筆に代表される長い歴史を有する地域の魅力、豊かな自然と落ちついた土地柄に支えられて発展をしてきました。今後も地域社会を維持継承し地域を持続的に発展させていくためには、新たな定住人口の受け入れや、観光や仕事を初めとする一時的、

定期的な来町による交流人口及び本町と多様にかかわる関係人口を増加させることが重要となっています。しかしながら、本災害は落ちついた土地柄と思われていた本町にも災害発生の危険性があることを改めて認識させられた出来事となりました。

定住人口や交流人口の増加のためには、地域の安全性が確保されていることは最も根本となるものです。さらには災害ボランティアやふるさと納税による支援者など本町とのつながりがある人々を生かして関係人口の増加を図ることも大切となっています。

このことを踏まえ、定住・交流・関係人口の増加に向けた取り組みについては、本災害からの復旧・復興における安全性の強化向上に資するさまざまな取り組みと並行して進めていくこととします。

(1) の定住人口の増加では、①こども地域見守りネットワーク事業を実施し、地域の協力事業者等と連携し、日常の業務の中で、見守り、声かけ、安否確認、緊急事態への対応等を行うことにより、地域全体で子育て家庭等に寄り添い、必要な支援につなげていく体制を整備し、②くまの・こども夢プラザでは、子育て支援センター事業として、育児相談、各種講座、ファミリーサポートセンター事業等を引き続き実施するとともに、移住・定住情報の発信等の実施、夢プラザフェスタの開催など、移住・定住情報発信拠点としての機能の充実を図ります。

(2) 交流・関係人口の増加では、①筆産業の振興と筆文化の継承を目的として建設した筆の里工房は、本町の重要な観光施設であるため、ミュージアムとしての機能の保全と向上、来館者の快適性の向上のために計画的に施設の改修を進め、②観光交流人口をふやすために、筆の里工房一帯を観光交流拠点公園、筆の里ふでりんパークとして整備し、筆文化の発信や、町民の憩いの場として、また、来町した観光客と町民との交流が生まれる空間を創出いたします。

最後に、本災害では、防災に関するさまざまな課題が浮き彫りになりました。今後、それらを整理の上、改善し、次世代へ伝えていく必要があります。また、本町まちづくりの根幹となる計画として、今後策定する、第6次熊野町総合計画や熊野町都市計画マスタープランでは、防災・減災の観点での検討を十分に行い、さまざまな施策に位置づける方向で策定を進めていきます。まずは復興計画を軌道に乗せて、復旧事業のスピードを加速させ、国や県と連携を図りながら今後の復興とともに強靱なまちづくりを進めてまいります。

説明は以上でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 執行部からの説明が終わりましたので、この報告について質疑があればお願いします。

尺田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○5番（尺田） ちょっと素朴な疑問なんですけども、何で災害復旧計画の中に筆の里工房一帯の再開発を載せておるのかなというふうに思うんですが、何でなんでしょう。

それについてはどうなんですかね。災害復旧関係の予算を筆の里工房一帯の再開発に充てるためにわざわざ明記してるのかなというふうにちょっと勘ぐってしまうんですが、どうなんですか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 貞永危機管理監。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○危機管理監（貞永） 確かに災害という、協議の中ではちょっと関係ないように思われるかもしれませんが、熊野町の発展のためにはやっぱり関係人口の増加ということがあります。そういう定住・交流関係人口の増加という中で、そういった人口をふやして行って、熊野町に豊かな強いまちづくりということで進めていきたいということで、災害の対応等、今度は関係人口もふやしていくような仕組みを取り組んで将来像としては、やっぱり皆さんで強いまちづくりを形成していくというような形で一緒に取り組みさせていただいております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 尺田本議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○5番（尺田） あんまり僕は頭がよくないんであれなんですけど、災害復旧と観光なり交流人口、関係人口の増加という、この関連性が私よく理解できるのですよね。お願いします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 貞永危機管理監。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○危機管理監（貞永） 少子高齢化というのは今までずっと言われてきておると思うんですけども、やっぱりそういった熊野町の中の人口だけでは、やはり人口減少が予想されているということでございました。それらを補うために観光人口、町の外から来ていただける人を呼び込んだり、関係人口をふやしたりするだけで、その人たちがやっぱり町内でいろいろ活動というか、来ていただけることによって、その熊野町がやっぱり栄えるというところもありますし、その人たちが来られるためにはやっぱり強いまちづくりをしなきゃいけないということで、一体的な整備ということで、こういった形も総合基本計画の中には入れ、将来像と一緒にさせるということの中で組み込んでいっております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（尺田） じゃあ災害復旧とそういった観光なり交流というのは強い結びつきがあるものだというふうな認識を熊野町は持っておるというふうに受け取ってええんですよ、ということですよ。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 貞永危機管理監。

~~~~~○~~~~~

○危機管理監（貞永） 強いというのは、ちょっとなかなか私の中では説明ができなくて申しわけないんですけども、やはり総合基本計画が示しているものは、やはり災害にも強いまちづくりというのを今後第6次の中で検討していくと思うんですけど、そういった中でやっぱり熊野町に来られる方にも強いまちづくりをつくっていかなければいけないというところもあると思いますし、先ほど申しましたように熊野町の人口だけではなかなか将来が難しいといった面もありますので、関係人口等、定住人口、交流人口等をふやして行って、熊野町を盛り上げたいというような形で考えて、今後、この計画の中に組み込んでおります。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（尺田） ちょっと強引にここに、そういう強引な理由でここに明記しているような印象があるんですけど、またじゃあ教えてください。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 尺田議員の言われることもよくわかるんですが、今回の災害は熊野町に限らず、この西日本一帯、特に安芸地区とか、呉、東広島、知事がいつも言われておるんですが、単なる橋が壊れたから橋を直すとか、あるいは砂防ダムをつくりますよと、そういうことではなくて、もっと前向きに捉えようと、創造的復興という言葉を使っています。そのためには、復興計画の中にやはり将来的なまちの構想も入れていこうということで入れております。一見すると、言われるとおり、ちょっと矛盾するんです。矛盾というか復興計画とは関係ないと言われるんですが、よその復興計画を見ておりませんが、恐らくそういった要素もどの市町も入れてくると思います。県も当然そのことは触れると思いますので、そういった観点から御理解いただきたいと思

~~~~~○~~~~~

○5番（尺田） はい、わかりました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 済みません。先ほどですね、この災害復興計画がこの時期に、9月、令和元年9月となっておりますけど、諸事情により遅くなったことをおわびしますということがありましたけれども、諸事情とは何なのかということと、坂町においてはもう5月の時点でこの復興プランというものができ上がっておりました。なぜこのように時間がかかったのかということをお伺いしたいんですが。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 貞永危機管理監。

~~~~~○~~~~~

○危機管理監（貞永） 冒頭おわびの言葉を申し上げたんですけども、諸事情といいますのは、やっぱり今回の、今年の7月の災害発生以後、町のほうはその対応についてい

ろいろ応急復旧対応のほうがまず先行していたというところがあります。それと、この計画そのものをアンケート調査とか検証委員会の結果についても盛り込もうということで、開始のほうがことしの3月の末と、事業の開始をしたということでおくれってしまったというところがございます。そういった検証委員会の結果とか、いろんな情報の整理をした上できっちりしたものをつくらなければいけないということで、国のほうからも指導をいただいてつくったものでございますので、ちょっと時間がかかったという面がございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 災害以降、スピード感を持って対応するという言葉を何度もお聞きしたんですけれども、私も町民の方から聞かれても答えられない苦しさもございましたし、もう少し早くできなかったのかなというところが非常に残念に思います。

また、この災害に備える取り組みの推進というところに防災・減災まちづくり会議を引き続き開催し、防災・減災対策を推進しますとあるんですが、この防災・減災まちづくり会議、私も何回か出席させていただきましたけれども、大きな講演みたいなきにはたくさんの方が来られてるんですが、実際の会議に行きますと、本当に非常に少ない人数で行っているんですね。こういった形態を引き続き、またされていくのか、それとも、どのように改善をしていこうと考えていらっしゃるのか、そういうことをちょっとお伺いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 宗條総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（宗條） 確かに防災・減災まちづくり会議については、講演を開くとかなりの方がいらっしゃるんですけども、通常の会議においては二十数名、多いときはというような小ぢんまりした会議となっております。これはワークショップという形式をとって運用するというので、余り人数が多くなるとワークショップ自体が成り立たないということで、当初から人数は絞った形で会議を運営するという形をとらせていただきました。

これは昨年度から継続して実施しておりまして、今年度も含めて計8回の会議ということでございますが、この会議で参加された方々からいただいた意見を先ほど説明あったと思いますけれども、条例の中に反映させていただくとともに、来年度以降、どのような形でこういった会議を発展させていくのかといったものについては今年度の実施内容を踏まえて、反省のもとに今後考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 今、20名とおっしゃいましたが、私が出席したときには職員を含めて、そのぐらいの人数でした。はっきり言って、やはり会議を開催したということではなく、その中身をもう少し重要視していただきたいと申しますし、防災・減災まちづくり会議をするのであれば、せめて各自治会から1人ぐらいはいらっしやらないと、いつも同じ方が来て少ない人数でやっているのでは、せっかく開いていても余り意味がないような気がします。もっとその辺をさまざま検討されて、本当の意味での防災・減災まちづくり会議が生きたものになるように努力していただきたいと申しますのでよろしく申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 宗條総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（宗條） いただきました御意見を来年度以降の事業に反映させていきたいと思っております。

以上でございます。ありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） よろしいですか。

荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 大変御苦勞でございます。

いろいろな意見があるんでしょうが、マスタープランも踏まえた、これ防災・復興計画であるということだろうと思うんですね。知事の最初に出されたビジョン、創造的

な復興という言葉をいかに具現化するかというのはそれぞれの自治体の中でチャレンジしていかれることだと思うんですが、ついせんだって、呉市、坂を通過しておりますアクアライン4車線で500億という予算がつけられたという情報がどこかで入りました。で、前回の災害のときも呉の方が随分こっち通ってらっしゃいますね。ちょっと500億のお金をこっち分けていただくとか、市長も財務省の出身ですから、いろんなパイプがあるかと思うんですが、私どもの町も当然今回随分パイプができたと思うんですね。これを維持しながら、熊野の道、この中に道のビジョン全くないんです。孤立化しましたよね。もっとひどかったら、もっと長い間孤立化しましたよ。このあたり、災害をてこに創造的な復興計画、このあたりのビジョンはどうなってますか、これ。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 花岡危機管理課長。

~~~~~○~~~~~

○危機管理課長（花岡） 広域的な道路に関しましては、2の安全なまちへの復興・復旧という基本方針の中の（1）インフラの復旧・復興、強靱化の②広域幹線道路ネットワークの強靱化というところで今後取り組んでいくように今後進めていくように考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 今後じゃ遅いんよ。スタートしとんで。呉市なんかはどんどん動かれて、予算組みをされてらっしゃるわけよ。で、うちどもなんかは前の町長からしたら後ろへ下がってるんよ。初神から向こうへトンネル抜こうという構想があるわけでしょう。これできません、できませんって11年間粘って引っ張ってきて、全然進まんのよ。力のある市長だったら、これをてこに道路2本できますよ。どうですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（沖田） 熊野町の町内周辺を含めて、幹線道路全て県道でございますけれど



も、これについての整備・促進につきまして、主に秋以降になりますけれども、精力的に要望活動は行っておるところ、国に対してですね、行っておるところです。  
以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 前々から要望はされてらっしゃるんだと思うんですよ。県にも要望されてらっしゃるんでしょう。でも、こういうチャンスなんです、これ。12人のとうとい命が亡くなった私は人災だと思ってるんです。このチョイスができないというのも人災です。ある意味でビジョンを持たない人災ですよ。今からやっていくというレベルじゃなくて、もう発災から同時にネットワークを組んで、だから次回にも備えておかなければいけません。これだけ海水温が高いとたまたまこの千葉の関東のほうへ行きましたが、こっちのほうに来てる可能性十分あるんです。毎年来ますよ。これプラス地震ですよ。常にこのノウハウを蓄積しておかなくちゃいけません。そのためには幹線道路がないと逃げ場がない、物流が入ってこない、どうですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 内田副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（内田） おっしゃいますように呉のほうでは大きな事業が今度進捗しようとしております。熊野町におきましても、メインになります幹線道路につきましては、現在、国のほうに要望活動を行っている。これは以前から行っていることではございますが、なお一層、このたびの災害を受けまして、これはやはり必要なものではあろうということ強く要望しながらやってるところではございます。また、町内におきましても実際に町内の各種ミニ団地等から基幹になる道のほうに逃げれることができないという団地も多くございます。現在、そういったところも、もう既に御承知のとおり大原ハイツのほうもやって、もう完成しておりますが、ほかの団地についても地権者のほうと協議をしながら取り組んでいるところでございます。そういった形の中のいろんな整備を強く進めていきたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） ないようですので、それでは、熊野町災害復興計画につきましては、平成30年7月豪雨で経験して得た教訓を生かし、本町の将来像を見据え、町民が安心して暮らし続けることができるように国や県と連携を図りながら、今後の復興を進めていただくこと、また、今後も適宜報告されることを要望いたします。

暫時休憩いたします。

再開は11時。

（休憩10時47分）

（再開10時59分）

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） それでは、少し早いんですが再開させていただきます。

協議案件、熊野町地域防災計画について執行部から説明を受けたいと思います。

貞永危機管理監。

~~~~~○~~~~~

○危機管理監（貞永） それでは、協議案件の熊野町地域防災計画について、説明をいたします。

お手元には、新たに策定しようとする地域防災計画の基本編について、修正箇所を赤字で示したものを資料の4-2、南海トラフ地震防災対策推進計画案を資料4-3としてお配りしておりますが、修正箇所が多量のため、主な修正内容をまとめました資料4-1で説明したいと思いますので、資料4-1をごらんください。

まず、1、地域防災計画についてですが、災害対策基本法において、市町村は、基礎的な地方公共団体として住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、地域に係る防災に関する計画を作成することとされております。また、地域防災計画を作成し、その実施を推進するために、市町村防災会議を置き、国の防災基本計画に基づき、地域防災計画を作成することになっております。

本町でも、昭和44年ごろに策定され、適宜、修正がされてまいりましたが、長年、大きな災害がなかったことから他の業務を優先して、平成24年8月の修正が最後になっており、その後の防災環境の変化に適切に対応できていませんでした。そのような中、去年の災害を経験し、その教訓を踏まえて、町の防災計画の見直しを行うもの

でございます。

次に、2の体系ですが、新たな熊野町の地域防災計画は、基本編と震災対策編から構成されており、これに基づき水防計画等の各種マニュアルを作成することとなっております。体系のイメージ図で説明いたしますと、国の中央防災会議で定める防災基本計画や県が定める広島県地域防災計画を参考にして、これらの計画と連携した計画を町の地域防災計画として策定することとなっております。

地域防災計画の内容は、基本編と震災対策編に分かれており、基本編では災害全般に対する対策を、震災対策編では地震への対応に特化した計画となっております。また、近年、発生率が高まっているといわれる南海トラフ地震防災対策推進計画の策定も必要となっております。

なお、この地域防災計画は防災に対する基本的な取り組みを記載しているもので、地域防災計画に基づいて、熊野町水防計画、避難勧告等判断・伝達マニュアル、熊野町備蓄計画、避難所設置・運営マニュアルなどのさまざまな個別の詳細な計画、マニュアルなどをつくって、円滑な防災体制を補完することとなっております。

次に、3、主な計画の内容としまして、基本編、地震編とあるのですが、地震編は基本編の一部を地震に対応したもので、大部分が共通した内容ですので、本日は基本編の内容を説明させていただきます。

まず、(1) 総則では、基本方針、防災業務実施上の基本理念及び基本原則、町や県、警察、消防などの防災関係機関の処理すべき事務及び業務の大綱など、計画の基本的な事項を記載しております。

(2) の災害予防計画では、町土の保全に関する計画、町民の防災活動の促進に関する計画、迅速かつ円滑な災害応急対策への備えに関する計画、円滑な避難体制の確保等に関する計画など、災害が発生する前の平時に取り組む事項を記載しております。

(3) 災害応急対策計画では、災害発生直前の応急対策、災害発生後の応急対策、自衛隊、消防、医療等広域的な応援体制についてなど、災害発生の直前と発災直後に取り組む事項について記載をしております。

(4) 災害復旧計画では、被災者の生活再建の支援及び生業回復の資金確保計画、被災者の生活確保に関する計画、救援物資、義援金の受け入れ及び配分に関することなどの災害が収まってから取り組む事項について記載をしております。

次に1枚めくっていただいて、4、平成30年7月豪雨を受けて追加・修正した事項

について説明をいたします。

今回、7年ぶりの修正ということで、修正項目が多岐にわたるため、説明時間の都合もありますので、主なものを説明させていただきます。

まず、第1章第6節の過去の災害の項目では、過去の災害の状況を記載しているところですが、今回、平成30年7月豪雨による被害の状況を追加いたしました。

次に、第2章第2節、町土の保全に関する計画。第2(4)ため池、ウの重点ため池の項目として、昨年のため池決壊時の被害拡大を防ぐため、農業利用しなくなったため池については廃止工事などを進めることといたしました。

次に、第4節、町民の防災活動の促進に関する計画では、熊野町防災の日の項目で、昨年度条例化しました防災の日に関する普及啓発について追加いたしました。

次に、第6節、迅速かつ円滑な災害応急対策等への対応の中に、業務継続性の確保の項目として、災害発生時の応急対策の実施や優先度の高い通常業務の継続をするための業務継続計画を策定することを追加いたしました。

続く、情報伝達手段の多重化の項目として、このたびの防災行政無線デジタル化にあわせて情報発信手段の多重化、多様化とともに運用訓練やマニュアルの整備やワンオペレーションシステムの導入について追加いたしました。

続く、災害情報の収集・伝達の項目として、気象台、県などの関係機関と平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとり、訓練、研修を通じて信頼関係の構築・維持を図るようにすることや、被害情報や関係機関が実施する応急対策の活動情報を収集するための情報通信関連技術のシステムの導入について追加します。

続く、罹災証明書発行体制の整備の項目として、円滑な被災家屋調査のために税務課固定資産税グループを中心に被害調査チームを結成することや担当職員の育成、他自治体からの応援の受け入れ体制の構築などについて追加します。

続く、第7節の円滑な避難体制の確保に関する計画では、警戒レベルを用いた避難情報の発令の項目として、本年度から導入された土砂災害警戒レベルを用いた発令について追加します。

続いて、右側の表につきまして指定緊急避難場所、指定避難路の選定・周知の項目では、法令改正により従来の避難所の定義を災害が発生しそうなときや発生したときに避難する場所として町が指定する施設や場所を指定緊急避難場所とし、災害が収まった後に自宅が被災などして帰宅ができなくなったときに避難生活をする町が指定した

施設を指定避難所として区別し名称を変更するとともに、大型店舗駐車場を一時避難場所として確保するよう取り組むように修正をいたしました。

この避難場所、避難所の定義につきましては全体的な修正となります。また、一時避難場所に関連しまして、79ページのうち、避難場所の開設の項目では老人集会所、コミュニティーセンター等を一時避難場所として自治会、自主防災組織の協力を得て開設することについて追加をいたしました。続くペット避難については、昨年のトラブルの経験から、ペット避難における飼い主の責務及びペット避難の受け入れ可能な避難所などを指定することについて追加します。

続く、第3章第2節の災害発生直前の応急対策、3、災害対策本部の項目では、本部を6班体制に整備し、各班において業務マニュアルの作成と訓練の実施、警戒レベル3で災害対策本部を設置することについて追加いたしました。

続く、第3項、住民の避難誘導に関する計画の項目では、住民の積極的な避難行動を促すために危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫することや、避難勧告を夜間に発令する可能性があるときには、避難行動がとりやすい時間帯に避難準備等を発令するように努めることについて追加いたしました。

次に、第5節、災害派遣・広域的な応援体制の相互応援協力に関する計画の項目では、他の自治体からの応援を円滑に受け入れるための受援計画の作成や、被災地への応援支援を効果的に行うための災害応援業務ごとの派遣応援名簿の作成などの受援・応援体制の整備についてを追加いたしました。

次の第8節、避難生活及び情報提供活動、4、避難所の管理運営項目では、避難所の運営に当たって、町、自主防災組織、ボランティア団体等がそれぞれの役割分担を明確にして、連携・協力して避難所の管理運営に努めることや避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援することについて追加いたしました。

次のページに移りまして、第10節の保健衛生・防疫、遺体の処理に関する活動、保健活動計画では、健康状態の悪化や災害関連死を防ぐため、被災者の健康管理について必要事項を定め、保健師等による保健活動を行うことについて追加をいたしました。

続く、災害復旧計画の項目では、被災地を計画的かつ迅速に復興するため、あらかじめ取り組みプロセスや役割分担などを明確化するための復興計画を策定することについて追加いたしました。

続いて、5、その他の主な修正項目について説明をいたします。

第2章第4節の住民の防災活動の促進に関する計画において、町内の一定区域内の住民などが、地区の防災力の向上を図るため、自発的な防災活動に関する計画である地区防災計画の策定と、地域防災計画への追加に関する項目について追加をいたしました。

続く、第9節の要配慮者及び避難行動要支援者に関する計画の中で、避難行動要支援者名簿の作成等の項目では、平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握と、避難行動要支援者名簿を作成し、名簿の提供先などについて追加をいたしました。

続く、避難確保計画の作成につきましては、土砂災害特別警戒区域内及び浸水想定区域内に存する要配慮者施設の管理者等などに対して、施設利用者の円滑かつ迅速な避難をするための避難確保計画を作成することについて追加いたしました。

続く、第10節、広域避難の受け入れに関する計画では、他県からの避難の受け入れとして、県外において災害が発生し、被災住民の受け入れ要請があった場合に、被災住民の円滑な受け入れを実施することについて追加をいたしました。

続く、第3章第7節、緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動中の交通秩序応急対策の項目では、町と港湾委員会が連携し、災害が発生し、またはまさに発生しようとする場合において、災害応急対策を的確かつ円滑に行うために緊急の必要があると認めるときは、区域または道路の区間を指定して、緊急自動車及び災害対策に従事する者以外の車両の通行を禁止または制限できることについて追加をいたしました。

続いて、第11節、応急復旧、二次災害防止活動の中の第2項、廃棄物処理計画の項目では、災害時の廃棄物処理を迅速に進めるため、廃棄物処理における実施事項を具体的に示すことについて追加をいたしました。

続く、第14節、災害救助法適用計画では、災害救助法が適用された場合における被災者の救難、救助その他応急的な保護に関して必要な事項について追加をいたしました。

続く、第4章第2節、被災者の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画では、被災者台帳の整備の項目として、個々の被災者の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めることについて追加をいたしました。

続いて、6、南海トラフ地震防災対策推進計画について、その概要を説明いたします。

本町は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域として指定されております。南海トラフは我が国で発生する最大級の地震であり、その大きな特徴として極めて広範囲にわたり、強い揺れが発生することや時間差を置いて複数の巨大地震が発生する可能性があることなどから、その被害は広域かつ甚大になると予想されることから、南海トラフ地震が起きた場合の被害を軽減するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等整備に関する事項、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項等を定め、地震防災対策の推進を図るための南海トラフ地震防災対策推進計画を策定いたしました。

詳細計画の概要を御説明いたしますと、(1) 相互応援協力計画では、被害が広範囲に及び町のみでは十分な応急措置などできない場合、他の都道府県等の協力を得て応急復旧を実施すること。(2) 自衛隊災害派遣計画では、町長が県知事に対し、部隊の派遣を要請した場合または災害に際し、知事等が災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合など、部隊を派遣し、被災状況の把握、救助活動、給食、給水活動等を実施すること。(3) では、救援物資の調達・供給活動計画では、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、毛布等の生活必需品を確保し、また災害時に速やかに調達できるよう体制の確立に努め、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう努めること。(4) 帰宅困難者対策計画では、公共交通機関が運行を停止し、または道路網の寸断等により、帰宅することが困難な帰宅困難者が発生する場合に備えて、企業等に対して、一定期間事業所内にとどまることができる備蓄の必要性の周知を図るとともに、一時滞在施設の確保等に努めること。(5) 防災訓練に関する計画では、防災関係機関、自主防災組織、企業及び住民等の協力により、防災訓練を行うとともに、職員の動員訓練、通信運用訓練を実施すること。(6) 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画では、防災関係機関や企業、大学等と連携して、南海トラフ地震発生時に町民が的確な判断に基づいた行動ができるよう防災に関する教育の普及促進を図ることを記載しております。

詳細につきましては、資料4-3として計画書案をつけておりますので、後ほど御確認いただけたらと思います。

説明は以上で終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） それでは、執行部からの説明が終わりましたので質疑並びに御意見あ

りませんか。

尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（尺田） それでは、96ページの文教計画のところなんですけども、96、いいですか。この文教計画の目的の中で、この計画は災害時において園児・児童・生徒云々というふうに目的の中でうたってるんですけども、4の応急教育対策というところの（ア）で、赤で幼稚園を除くというふうにうたってるんですよ。目的の中で園児をうたってるにもかかわらず、何で幼稚園を除いておるのかなというのが1点と、これ以降、児童・生徒のことは書かれてあるんですけども、園児については書かれてないんですけども、何でなのでしょう。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 花岡危機管理課長。

~~~~~○~~~~~

○危機管理課長（花岡） 文教計画におきまして、県の計画に基づいて避難対策のほうを記載しておりまして、この13節、文教計画の2の避難対策での県の計画について基づいて書かせてもらっております。その中の下の4の応急教育対策というのは町独自に入れてる項目でございまして、こちらのほうに関しましては、町立学校の中での項目として入れておりまして、独自のなものといいますか、そういうところで全体的には園児も含めて、上の避難対策でやるような、実施していくように計画として捉えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（尺田） それだったら、この園児を除くという文言を外すべきではないのかなというふうに思うのが1つと、あと法律でも何でも目的に沿ったものがその後記載されてますよね。園児というふうにこの計画の中で目的でうたってるなら、それらも配慮したものをしっかり明記させるべきじゃないのかなというふうに僕は思うんですが、この資料をつくる時にそこまで中身精査してなかったのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。



〇議長（大瀬戸） 貞永危機管理監。

〇危機管理監（貞永） 尺田議員さんの御指摘、もっともだというふうに思っております。十分な精査というのができていないところもございます。資料の中には誤字・脱字等もございまして、今回、案として出ささせていただいたんですが、地域防災計画を提出するまでには、もう少し精査をして出ささせていただきたいというふうに考えておりますので、御指摘のところについては修正等考えていきたいというふうに思っています。お願いいたします。

〇議長（大瀬戸） その他はございますか。

荒瀧議員。

〇12番（荒瀧） せんだって、本会議でも申し上げましたら、こういう資料が出てまいりました。いろいろ細かいところは私は動くと思います。大きなフレームが大事であるということと、避難勧告を出す段階と発災とそれ以降というのは分けてわかりやすくする必要があると思うんですが、そんな中、人災の視点で非常に捉えなくちゃいけないと私は常々考えております。

そんな中で、前回の7月豪雨のときの対策本部の議事録はあるんですか。

〇議長（大瀬戸） 貞永危機管理監。

〇危機管理監（貞永） 対策本部につきましては、翌日の7時から対策本部会議を行ったんですけども、そのときは資料として出したものは残っております。そのときの会議の内容、職員がメモしたようなものについては公開をしておるところでございます。

〇議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

〇12番（荒瀧） 私の予定というか、想像ですよ、仮定ですよ、あくまで。こんな大事故にはならなかったらというのが多分前提にあるんじゃないかと私は読んでます。

そのときの状態をできるだけわかりやすくするというのは今後に生かすためにですよ。油断というのがあるんですよ。まさかですよ。これが今回起こったわけですよ。これを次に生かさなくちゃいけない。ある議員も言われていましたが、防災訓練のときも、まあちゃぶちゃぶちゃぶちゃぶ話しながら、まあこんな状態に、訓練が多かった。大原ハイツの夜間の避難訓練もどういう状態であったかというのを聞きましても、あれはあちらに任しておるから役場は把握しとらんという逃げ方でございます。こういうすき間すき間がずっとあいて人災なんですよ。

最終決断者は町長さんですよ。それだけの権限がある。で、もう1つ言いますと、ぜひその議事録わかるようなものを拝見したいという点と、呉地のほうでもまあ避難のときの支援者の方も動いております。私も何件か訪問させていただく中で、早く早く今ごろ出します。

そうしたときに、避難しておるときの道路も整備されてないのに避難しよって、けがとか事故があつたりしたら、これは行政が強制力を持って発するわけですから、行政がそれを全部負担されるということによろしいですかね。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 内田副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（内田） ちょっと今の発災時において避難される方が、道路においてということであったんですが、現状の道路においてという形の答弁でよろしいでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 済みません。要支援者ですから、発災する以前です。最近はまだ早目早目に出されますよね。あの以来、災害以来。だから、その段階で、で、私が歩くのに自分の家の2階に避難されるほうがより安全ではないかと思える方が多々あります。というのは、そういう住宅開発を今まで許してきたわけですよ。で、こういう状態になって危険区域が出てきたわけですよ。今度は不動産価格はどうだという、こう複雑な構図になるわけですが、命を大前提に考えたときには、逆に逃げられん、避難所に逃げるよりも自分の家の2階に逃げるほうが安全でコストもかからない。今のような避難の指示が出る、準備情報を出すということが再々ある状態であれば、再々

行きよるとまた病気になって具合が悪くなるというようなことも考えられんことはないというのが実感でございます。だから、要支援者の避難の途中です、まずは。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 貞永危機管理監。

~~~~~○~~~~~

○危機管理監（貞永） 順番ちょっと前後しますが、まず、災害対策本部の議事録というか、資料の公開についてはこちらのほうで用意できますので見ていただきたいと思います。職員のほうは何をしていたかというものについては検証委員会の中で時系列で並べたものをお示ししていると思いますので、議員の皆さんのほうにも報告書の中で見るができると思っております。

間間があいて、その欠如をして人災を招いたということも考えられなくはないんですけども、そういったものを今回の検証委員会とかいろいろな経験を踏まえて、マニュアルをつくって災害が起きたときにはどうするのかということを中心に整理して動いていただいて、次の災害死を招かないようにしようということでやっております。

避難勧告につきましては、確かに2階に上がるということが安全という場合もあると、それは災害の状況にもよるとも思うんですけども、今、私どものほうがお伝えしているのは、やっぱり土砂災害であれば、土砂災害警戒区域のところから避難をしましょうと、立ち退き避難というのを推奨しておりますので、色のついてないところにまずは早目に避難をしていただくと。で、何かの理由で避難がおくれた場合には、もう周りが避難ができないような状況になったときには2階のほうに垂直避難をお願いしたいということをお話をさせていただいておりますので、最初から2階にとどまればいいというわけでもないというふうには考えております。そこら辺は適宜、避難者の方が、住民の方が判断していただきたいと思いますというふうに考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） もう一遍整理しましょう。要支援者、要介護者、要は介護が必要な人は早く逃げてくださいと。準備情報でございますよね。これを再々出されますよ、早い時期に。その段階で避難されますよね、その方は。場合によっては地域防災組織は

その方をサポートして避難所まで送るわけですよ。その途中で事故なり病気が悪化するなり、けがをされたり、例えば車とか何か衝突すると逃げよう思っていたら、のようなことが起こった状態の中では、役場がそれを指示出したわけですから、役場は強制力を持ってますよね。それをもってみんなが動くわけですよ。だから、役場の責任はどこまであるのかと、それを聞いておるんです。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 貞永危機管理監。

~~~~~○~~~~~

○危機管理監（貞永） 役場が避難情報出したから、それに従って避難していたらけが等で負傷したという場合の責任はどうかということであろうかと思えますけども、基本的に、役場のほうとしては命の危険があるので避難しましょうというお願いをしているところがございますので、それに伴ってけがをされたりということであれば、役場のほうとしてはなかなか最終的なところまでは面倒が難しいなというふうには考えておりますけれども、そこは個人のやっぱり注意しながら避難をしましょうと。ハザードマップ等で危険なところは通らないようにしましょうと確認して、危険なところは通らないようにしていただくということになるかと思えます。全く避難に危険性がないということはないと思えますので、そこら辺は個人の責任の範囲内で行っていただきたいというふうに考えております。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） まだ数少ないようでございますが、地域の自主防災組織、たくさんできてらっしゃって具体的に動かしているのがどこまであるか。で、災害ドキュメントという本が出てます。見られたですか。一番表紙には大原ハイツが出ています。図書館にあります。事例としては矢野が出て、真備、何例か出てます。熊野は出てないですが。そのときの家族の状態をレポートしてあります。これは大変貴重です。矢野の欄は読みましたけれども、その時間帯には高校生1人しかそこにおらなかった。ちょっと上におじいちゃん、おばあちゃんがおった。10メートルも近寄れん状態になっておった。生々しいドキュメントを書いています、レポーターがね。こういう意味でも、そのときの状態がどうであったかというのは非常に宝です。

1年半たってまして、私も今の検証委員会の資料を見ますが、これは薄い、中身が。社交辞令かセレモニーとして検証委員会をされたというレベルにしか映らない。もっと生々しい情報が必要だと思います。そのあたりも考慮いただきながら、自主防災組織からの要望も含み入れていただいて、セーフティーネット、損保会社も実はお金のあつた人には送迎タクシーを送るといふサービスも検証に入つておられます。だから、そのあたりは金持ちとそうでない人はまた差が出だすといふ状態も考えられますが、ビジネスにならん限りはこの人らもしません。それを守るのはやっぱり地域の方だろうといふことで、自治会長の志の中で動いているわけですが、ぜひぜひそのあたり、よく吟味をして、表面ヅラだけでこうだあだといふのではなくて、やっぱりこういう困り事があるから、こういう状態であれば自分の保険か公共的な災害保険を設けるとか、新たに。やっぱりこういう仕組みもこの都度考えていかないと本当に実のあるものにならない。で、事故があれば逃げるのが遅くなった、これも人災です。でも、今の報道は逃げおくれたほうばかり重点に出すわけですよ。それは、行政の責任がどこまで果たされたかといふのがまだまだグレーで。ただ、これを言つたつて切りはないんです。命を守るためにはどうしたらいいか。それに特化して、ぜひ実りのある地域防災計画にしていきたいと思つています。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 内田副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（内田） 御指摘、一生懸命頑張つていきたいと思つています。

1点だけ。行政の執行部のほうといたしましても、会議を開く際に、大原ハイツの実際に被害を受けられた方たちにも参加をしていただきながら、また、大学の先生、また、国、県の方たちも、多くの方たちに参加をしていただきまして、一生懸命取り組ませていただいております。ただ、その中がちょっと甘いといふことであれば、そういった形の御意見もあつたといふことで、会のほうでまた報告をしながらやらせていただきたいと思つています。

また、行政におきましては、なかなか難しいところが、サイレンを鳴らします。これは強制力がどこまであるかと。サイレンを鳴らしたから、必ず、絶対100%逃げなさいといふことができません、言えません。そこがはがゆいところでもあり、情けないところでもあると思つています。やはり、1人の命もなくすことはいふ形では行政を

応援していきたいというのが我々行政携わっている職員の感覚でもありますし、また、地域住民の方たちの感覚でもあろうと思います。そうした中で、今からでき得るいろんな形の対策について、それぞれ検討していきながら、よりよいものをつくっていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございますか。

沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 済みません。避難生活及び情報提供活動のところで、この避難所運営に関してなんですけれども、ここへ78ページの4番。指定避難所の管理運営というところで、町はあらかじめ施設管理者との調整や指定避難所ごとの担当職員を定めるなどというふうに書いてあるんですが、昨年の災害のときも町民体育館が避難所になりました。要するに町が指定しているNPO法人などとの、その町の職員とのうまく連携がとれなくて、被災者の人も混乱していたという部分もありますし、現場も大変、どちらに話を聞いていいのか、どちらの指示を仰ぐのかといったようなことがありましたので、この指定管理者に対する避難所運営に関しては、本当に細かく決めておいていただきたいなど。物資の受け入れや配分に関しても、さまざまと混乱がありましたので、その点については、ここにはそこまで詳しく明記されていないんですけど、そこはきちんと詰めていっていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 貞永危機管理監。

~~~~~○~~~~~

○危機管理監（貞永） 沖田議員さんが言われるとおり、昨年の災害発生時のときには、そういったノウハウがなくて、かなり混乱したということがございます。その経験を踏まえまして、起きてはいけないんですけど、大規模な災害が起きた場合の避難所の運営、開設運営体制というのを詳細に決めていって混乱が生じないように。また、NPOのほうとしても協議してどういったものをしていただけるのかというのも協議して決めていきながら進めていきたいと思います。よろしくお願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございますか。

山野議員。

~~~~~○~~~~~

○14番（山野） 今の避難所の運営についてなんですけれども、避難所で誰が避難してきたか。誰が今出ていったか。誰がまた入ってきたかというような。入ってくる出てくるとい、そういう状況がなかなかそのボランティア、あるいは担当者に把握できないんですよ。だから、それをしっかりと出入りのときにはちゃんと提出を連絡するということと、それを自治会というか、その地域の自主防災なり自治会長なりが把握しないと事前に避難行動要支援者の名簿をもらってても、誰がそこにいるか、誰が出ていったのか、それがよくわからないというような状況が何か混乱されたそうです。その辺の改善もやっぱりよくマニュアルをしっかりとつくられて、誰に聞けば一時にわかるということの連携をしていただければと思っております。これは要望です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） よろしいですか。

ほかにございますか。

尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（尺田） 第9節の配慮者及び避難行動要支援者に関する計画というところで、33、34ページなんですけれども、34ページの名簿情報の提供というところなんですけれども、内閣府の避難行動支援者の避難行動支援に関する取り組み指針というところの中で、これは災害対策基本法だと思うんですけれども、ちょっと待ってくださいね。あったあった。避難行動要支援者名簿の平時からの提供に不同意であった者への避難というところで、この名簿の同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の関係者、その他に名簿の提供ができるということで、緊急のときはこの同意があるなしにかかわらず名簿を提供できるというのがこの中で書いてあります。法の49条といたら、これさっきの災害対策基本法と思うんですけれども、多分、その中でうたってるんですけれども、この町の名簿情報の提供の中で、その（6）のアのただし書きの中で、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られたものに限るといふように明記されておるんですけれども、緊急時においてはこの

災害対策基本法ですか、これに基づいて同意の有無に関係なく名簿を提供できるという文言をここに乘せるべきではないのかなというふうに思うんですがいかがですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 貞永危機管理監。

~~~~~○~~~~~

○危機管理監（貞永） 尺田議員さん言われるとおり、緊急時については名簿の同意がなくても提供できるというふうにはなっております。議員さん言われた34ページなんですけども、これは第2章ということで、これは災害が発生する前の平時の状況について書かれたものなので、同意があった者に限るというふうに限定させていただいております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 諏訪本議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（諏訪本） 地域の防災計画がこうしてできまして、非常に喜んでいるんですけども、先ほどもいろんなことをこれから精査しながら、また進めていくということなんで、あくまでもこれスタートにしてもらいたいというふうに思っております。

ちょっと私気がついたのは、先ほど説明いただいた資料の右側のページですよ。だから、一番最初から言えば、裏側の右側に、円滑な避難体制の確保等に関する計画がありましたよね。その右側のほうの欄にあることと、それから、ここで要するに避難体制の確保に関することなんですけども、その下の一番下の避難生活のところの関係なんですけども、上の欄では自治会が入っておるんですけども、避難生活のところになったら、ちょっと自治会はかかわってないような記載になっただけなんですけども、私はいつも余り答えは今すぐに欲しいとは思わないんですが、またこういうようなことも含めて、自治会と自主防災組織のそのあり方とか関係であるとかいうようなこともちょっと考えながら、また今後精査してもらいたいというふうに思っております。

これは答えいいです。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 答えはいいそうです。

ほかにございますか。



ないようでしたら、このあたりでまとめさせていただきます。

ただいまの説明を了とし、議員から出ました意見を十分踏まえ、今後検討していただくことも要望し、また、今年の豪雨災害の教訓を生かし、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、引き続き、地域防災計画を適切に更新しながら、今後の防災、減災を進めていただくよう要望し、まとめとしたいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議がないようですので、本案件については、ただいまのようにまとめさせていただきます、次の協議に移りたいと思います。

執行部を入れかえますので、しばらくお待ちください。

(執行部 入れかえ)

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) それでは、引き続き会議を再開します。

協議案件、手話言語条例について執行部から説明を受けたいと思います。

時光民生部長。

~~~~~○~~~~~

○民生部長(時光) 熊野町のちをつなぐ手話言語条例(案)につきまして、お手元の資料5により御説明をさせていただきます。

なお、本日、条例案の本文の差しかえ文をお配りさせていただきましたが、最終的な調整を行う中で、一部の文言を修正しております。下線部分が修正箇所となっておりますので、申しわけございませんが、差しかえをお願いいたします。

それでは、まず、熊野町のちをつなぐ手話言語条例(案)について、1の本条例(案)制定経緯について御説明いたします。

経緯につきましては、昨年3月に、広島県ろうあ連盟、手話サークル会員及び町内在住の聴覚障害者の方がお越しになりまして、条例制定について要望がございました。手話言語条例の制定は、第5期障害者保健福祉計画の基本理念であります、「お互いに尊重し合いながら、だれもが自立し健やかに暮らせるまちづくり」に合致していることから、平成30年度の条例制定を目標に検討しておりましたが、昨年7月の豪雨災害の影響から、今年度の条例制定に向けて取り組んできたものでございます。

本年5月にも、再度、同様の御要望をいただき、6月から8月にかけて広島県ろうあ

連盟、手話サークル、町内の聴覚障害者、手話通訳者の方々とともに計3回の条例制定に向けた勉強会を行いました。

後に10月ですが、熊野町いのちをつなぐ手話言語条例の案を作成し、11月に開催しました熊野町自立支援協議会で、条例案の内容について御意見をいただき、御承認をいただいたところでございます。この案によりまして、本年12月の議会定例会に議案を提出させていただくこととしております。

次に、2の条例の名称についてでございますが、勉強会での御意見をもとに、ろう者と聞こえる人が共生していく上で、手話の共有は不可欠であり、命をつなぐ文化といっても過言でない、という考えから条例の名称を熊野町いのちをつなぐ手話言語条例といたしました。

3の条例（案）の概要でございますが、前文と第1条から第8条までで構成されております。内容といたしましては、前文では手話を言語として位置づけること、ろう者を含む全ての町民が、お互いに尊重し合いながら、誰もが自立し、健やかに暮らせるやさしいまちづくりを目指すことを規定しております。

第1条の目的ですが、手話への理解及び普及に関し、基本理念を定め、町の責務と町民の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進することにより全ての町民が安全に安心して暮らせるまちづくりの実現を目的としております。

第2条は、第1条の目的に基づき、基本理念を定めたものでございます。手話への理解及び普及は、ろう者が手話による意思疎通を円滑に図る権利を有することを前提に、誰もがお互いに尊重し合い、心豊かに安心して暮らせるまちづくりを実現することを基本として行うことを規定しております。

3の町の責務では、町は基本理念にのっとり、手話に関する認識の普及に関する施策を推進する責務を有することを、第4条、町民の役割では、町民は基本理念に対する理解を深め、手話に関する町の施策に協力するよう努めることを規定しております。

また、第5条は事業者の責務について、商業、工業、金融業、医療、その他の事業を行う者は、基本理念を踏まえ、町の施策に協力し、従業者に対する研修に必要な措置を講ずることなど、ろう者が利用しやすいサービスを提供するよう努めることといたしております。

第6条の施策の推進方針につきましては6つの推進方針といたしまして、手話に対する理解及び手話の普及を図るための事項、町民が手話による意思疎通や情報を得る機

会の拡大のための事項、町民が意思疎通の手段として手話を選択することが容易にでき、かつ、手話を使用しやすい環境の構築のための事項、町民が幼児期から手話に関心を深めることができるようにするための学習の振興に関する事項、学校教育における手話に親しむ活動など、手話への理解の促進のための事項、その他、町長が必要と認める事項、これの策定を定めたものでございます。さらに第7条では、施策の推進のための財政措置を講ずることとし、第8条では必要な事項の他の規定への委任について定めております。附則の施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行することとしております。

最後に、4の全国の自治体における手話言語条例の制定状況についてでございます。

令和元年10月11日現在で、全国で285自治体、内訳では27道府県、7区、209市、41町、1村となっております。このうち広島県内では、廿日市市、福山、東広島の3市が条例を制定しておるところでございます。

説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） それでは、執行部からの説明が終わりましたので、質疑並びに御意見ありませんか。

よろしいですか。

民法議員。

~~~~~○~~~~~

○11番（民法） 済みません。第7条の町は手話に関する施策を積極的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとありますが、財政措置の具体的な案は何かあるんですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 西岡民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（西岡） 財政措置でございます。来年度におきましては、遠隔でのやりとりができるタブレットを購入するための予算を計上する予定にしております。今、案として上げているところでございます。

~~~~~○~~~~~

○11番（民法） 遠隔にですか。



ます。あと、熊野の広報紙におきましても手話の紹介をしていきたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（光本） はい、ありがとうございます。

第6条の条例案のほうなんですけど、第6条の1項で、町は手話に関する認識の普及に関する施策の推進方針を策定するというように掲げられてます。これ、具体的な策定方針、計画になるんでしょうか。その内容的なものを、大ざっぱなものでもいいと思います。それと、これいつ策定するのかお聞かせください。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 西岡民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（西岡） この4月からの取り組みにつきましては、計画というものではまとめる予定ではございません。各項目ごとに年次目標とそれに対する進行管理を行って、各学校での学習であるとか、幼児期の書に親しむための機会を設けることを推進していくような形にしていきたいと考えております。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（光本） わかりました。

それと、第6条の第2項の（5）の学校教育での活動なんですけど、これ具体的に教えてください。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 横山教育部長。

~~~~~○~~~~~

○教育部長（横山） 学校ではこれまで手話の講師を招いて手話の授業を実施したり、あるいは最近では国語の授業の時間において盲導犬の話に合わせて手話の話もするといったようなことで手話に触れるという機会を設けてまいりました。

学習指導要領にのっとりまして、授業のほうは行われるわけではございますが、手話は身近な言語の1つであると、また、心がつながる言葉となるような学習機会の提供が今後必要になってくるんであろうというふうに考えております。

今後、また先進事例等も参考にいたしながら、総合的な学習の時間、こちらを利用して手話に親しむ活動、また、その手話に対する理解、促進に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（光本） ありがとうございます。

それと、条例全般なんですけど、6月の一般質問で私させていただいたんですが、この手話言語条例の策定に際し、県内の自治体でも障害者の意思疎通手段の確保に関する条例、これ、手話というか聴覚障害者のコミュニケーション手段を含めて一体的に、廿日市市などは一体的につくっております。東広島市の場合は別個で、手話言語条例と障害者の意思疎通手段の確保に関する条例は別個につくっております。今回、全協で、この会議で手話言語条例なんですけど、1つの障害者の意思疎通手段の確保に関する条例、これの位置づけというか、策定する方針があるのか、そのあたりをお聞かせください。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 西岡民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（西岡） いわゆる情報コミュニティ条例のことかと思えます。

町といたしましては、今回、一体的な条例ではなくて、手話言語条例とは別個に制定していく方向ではございますが、まず、今回の手話言語条例を通じて、手話への理解・普及を進めていく過程の中で、それに対しても課題が出てこようかと思えます。その課題も含めまして、障害者全般の情報へのアクセスとコミュニティに対して必要な障害者全員の方を対象とした条例の制定に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） ほかにございますか。

ないようでしたら、このあたりでまとめさせていただきたいと思います。

ただいまの説明を了とし、議員から出ました意見を十分踏まえ、今後検討していただくことも要望し、また、12月定例会において関係議案が提出されますので、改めて審議することとし、まとめとしたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議がないようですので、本案件については、ただいまのようにまとめさせていただきます。

暫時休憩します。

（休憩 1 1 時 5 6 分）

（再開 1 1 時 5 8 分）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

報告案件、東部地域防災センター（仮称）に係る進捗状況について、執行部から説明を受けたいと思います。

林建設部技術部長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○建設部技術担当部長（林） それでは、報告案件、東部地域防災センター（仮称）の設計の進捗状況について御説明します。

資料の6-1をごらんください。

まず項目番号1、要旨でございます。8月の全員協議会で協議いたしました基本設計（案）を、地域住民の御意見を踏まえ、一部修正し基本設計を策定しましたので報告します。現在は、基本設計をもとに実施設計を進めております。

続いて、項目番号2、設計の進捗状況です。

実施設計は、基本設計をもとに主要諸室の利活用、室内の仕上げや設備について、今月11日にワークショップを開催し、東公民館審議会委員及び東公民館活動団体の代表者からの御意見をいただき、合意形成を図りながら進めております。また、ペット同行避難のあり方について、広島県動物愛護推進員からの御意見を参考に、受け入れ態勢や環境整備について検討しております。

項目番号3、活動団体からの主な意見です。

今月11日に開催したワークショップで、現在東公民館を利用している19の活動団体からの御意見でございます。まず、生け花、陶芸教室などの団体からは、作品を展示できるガラスのショーケースの設置、壁にパネルの展示ができるようピクチャーレールの設置など、料理教室などの団体からは、大鍋が洗えるシンクの設置、オーブンは調理台にビルトインタイプ、車椅子利用もできる調理台の設置、しっかり収納できる食器棚の設置などの意見をいただいております。これらにつきましては、実施設計に反映をすることとしております。次に、コーラス、太極拳、ヨガなどの団体からは、防災ホールでの活動を行う場合、現在の会議室より面積が広がるため使用料金の設定に配慮してほしいとの要望、御意見をいただいております。

続いて、資料の6-2の平面図をごらんください。

この図面は、現在進めております実施設計の最新図面でございます。

まず、8月の全員協議会で協議いたしました、基本設計（案）からの変更内容について御説明します。黄色の枠で囲んでおりますのが、基本設計からの変更箇所です。1階においては大きな間取りの変更はございませんが、2階においてワークショップの意見を踏まえ、調理室とエレベーターまでの距離が長いことから、材料の搬入等を考慮し、エレベーターの近くに調理室を配置いたしました。また、多目的トイレを各階に配置、エレベーター付近に相互に利用できる階段を設置いたしました。さらに、イベント広場などには、屋外テントを設置するための金具を取りつける計画にしております。基本設計（案）からの変更内容については、以上でございます。

次に、現在進行中の実施設計では、赤色で囲んでおります収納をするための倉庫の拡充、洗濯機を配置するランドリースペースの確保、キッズルームに隣接した授乳室の設置、非常用自家発電設備の設置など具体的な内容について検討を行っております。

続きまして、資料の6-1にお戻りください。資料の下側、項目番号4、今後の予定でございます。

活動団体等の意見を踏まえ、今後、実施設計（案）を取りまとめ、積算業務、建築確認申請等を行い、年度末までに実施設計の完成を目指してまいります。その後、令和2年5月に入札を実施し、6月の定例会で建設工事の契約締結についての議案を提出する予定としております。

説明は、以上でございます。



〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 執行部からの説明が終わりましたので、この報告についての質疑があればよろしくをお願いします。

質疑はございませんか。

沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○8番（沖田） 済みません。避難所になる場合に、調理室で炊き出しを行うんですけども、みらい交流館ではガスコンロの火力が弱くて、大鍋がなかなか沸騰しないということがありましたので、何百人分もの炊き出しをするのに火力が弱くはなかなかできませんので、そのガスコンロの火力というのをきちんと大鍋対応できるようなものとしていただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 桑垣建設部技術次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○建設部技術次長（桑垣） 調理室のガスコンロの火力についてです。今、ちょっと考えてますのは、調理室は今、4つの机にガスコンロを2口を通常分を設置するようにしています。で、1つは業務用1口をつけるようにしております。予備として、業務用コンロを用意し対応するといろいろ仮設も対応できるかなとは考えておりますので、それは実施設計の中でしっかり詰めていきたいと思っております。

以上でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○8番（沖田） 済みません。

それと、これもみらい交流館なんですが、湯沸かしのお湯が使ってる間にお水になったりするんですよ。そういうことがこの東部の防災センターではないように、ちゃんと容量を計算していただきたいと思います。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 林建設部技術担当部長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○建設部技術担当部長（林） ちょっとみらい交流館のほう、ちょっと最初容量が足りないから水しか出なかったりということがありましたんで急遽つけたものでございます。今回はちゃんとその辺は考えてやりたいと思います。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 山野議員。

~~~~~○~~~~~

○14番（山野） それと、椅子なんかを使うときがあるんですね、椅子。その収納場所とか、今、女性が使うので手荷物なんかのロッカーを置くスペースもやっぱりちょっと確保していただかないと、その置く場所がないと床に置くとかというようなことになりますので、その辺もよろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 林建設部技術部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部技術担当部長（林） 収納のほうを今からもう少し詰めてまいりますし、ロッカーの件も今後御意見いただいてちょっと検討してみたいと思います。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 民法議員。

~~~~~○~~~~~

○11番（民法） 1つお願いがあるんですが、来年の3月ですか、入札があるということなんですが、建設費が多くならないようにお願いいたします。

それと前も言ったんですが雨漏りの心配があるんですが、その点を十分確認されて、雨漏りが長い意味でコンクリートなものでひび割れなどで雨漏りがならないような工事をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 林建設部技術部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部技術担当部長（林） 5月、入札は5月。

~~~~~○~~~~~

○11番（民法） ああ、5月、はい、済みません。

~~~~~○~~~~~  
○建設部技術担当部長（林） それから、先ほどの雨漏りの件ですが、しっかりちょっと  
施工管理等やっていきたいと思います。よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~  
○11番（民法） 入札のほうもしっかりと。

~~~~~○~~~~~  
○建設部技術担当部長（林） はい。

~~~~~○~~~~~  
○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~  
○12番（荒瀧） 前にも申しましたが大変心配しております。

で、実施設計に入ってるということになると、あらかた、概算が出てくると  
思います。  
合わん場合は設計し直しという腹を持っていますか。

~~~~~○~~~~~  
○議長（大瀬戸） 桑垣建設部技術次長。

~~~~~○~~~~~  
○建設部技術次長（桑垣） 今、基本設計を策定して、概算工事費をはじいてますが、今、  
税抜きで4億5,000万円ということで提示して設計させております。で、今のところ  
は入るような予定になっておりますし、また、実施設計を詰めていく上で、建物、  
外構を含めて4億5,000万円に入るように進めてまいります。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~  
○議長（大瀬戸） ほかにございますか。

諏訪本議員。

~~~~~○~~~~~  
○7番（諏訪本） 説明会等に参加した人やその他の方から聞いたんですが、避難所とし  
ての場合、ちょっと和室が行けば、我々すぐ横になりたいよのというようなことを言  
っておられました。そういった中で和室が何畳あるのか、ちょっと私もよくわからん  
のですが、ちょっと狭いよのというような御意見がありました。それからもう1点は、

まあ円形の施設なんですけれども、私の経験では学校なんかも随分円形、呉のほうも円形の学校、教室をつくった時代があったんですが、ある意味便利がいいようで、逆に今度は使い勝手の悪いというところもあるんですよね。そこら辺のところをぜひとも有効利用できるように、円形ということをより有効的に利用できるようなことを考えていただきたいというように思っております。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 桑垣建設部技術次長。

~~~~~○~~~~~

○建設部技術次長（桑垣） 和室についてでございますが、今、2階のほうの、資料6-2の右側が2階の平面図でなっております。で、防災ホールの図面で言えば上側のほうに和室を設けるようにしてて、今、12畳を考えております。この部分だけでは小さいということで、避難する上で和室があったほうがいいかなということで、1階の部分に詰所を使ったり、そういうところも活用しながら十分対応できるように進めてまいりたいと思います。

あと、円形についてでございますが、これはちょっとうちの執行部のほうでもやっぱり使い勝手がどうかということでいろいろ検討をしました。今、設計者が、オープラスエイチという設計者にお願いしてまして、ほかのところでも円形まではいかないんですけど、単純に四角の形じゃなくても利用者に聞くとすごい使い勝手がいいような、逆に使い勝手がよくなるような利用ができるということも聞いております。そういうノウハウも持ってる設計者なので、その点はしっかり注意して進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） よろしいですか。

山野議員。

~~~~~○~~~~~

○14番（山野） これエントランスの入り口はあるんですけれども、1階から中に入るのには入り口はここだけなんですかね。倉庫と詰所のところには入り口はあるんですけど、これは荷物か何かを置くと一般が出入りできないだろうと思うんですけど。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 林建設部技術部長。

○建設部技術担当部長（林） 今のエントランスは、ここがメインの入り口ということで  
ございますけれども、その他例えば、キッズルームのところから大きく開くドアがあ  
ったりしますので、キッズルームですね、1階の、済みません。

○14番（山野） キッズルーム。

○建設部技術担当部長（林） はい。1回の平面図左側のほうの。このところはもう大  
きく開く扉があったり、裏からも入れるような、裏のほうの講義室ですかね、1階の。  
この辺からも入れるようには配慮してますので。

○14番（山野） 裏のどの辺の。

○議長（大瀬戸） 講義室。

○建設部技術担当部長（林） 講義室、広場というふうに書いてあると思いますけども。

○14番（山野） はい。

○建設部技術担当部長（林） ええ、そのあたりからも入れますので。

以上でございます。

○議長（大瀬戸） 山野議員。

○14番（山野） できたらエレベーターの近いところに入入り口があればいいなと思っ  
たんですけど、ちょっと無理ですかね。

○議長（大瀬戸） 林建設部技術部長。

○建設部技術担当部長（林）　そうですね。ちょっとそこのところは詰所のところから通るとか、あと防災倉庫の横から入るとかがあるんですけど、ちょっとそこの辺は難しいかもわかりません。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸）　ほかによろしいですか。

それではないようですので、東部地域防災センター（仮称）に係る進捗状況については地域住民の意見を踏まえ、基本設計を策定していただき、続く実施設計についても地域住民や活動団体等との合意形成を図りながら幅広く町民に活用していただけるよう、よりよい施設を目指して取り組んでいただくよう要望し、次の報告に移りたいと思います。

入れかえがございます。

暫時休憩します。

（休憩 1 2 時 1 2 分）

（再開 1 2 時 1 3 分）

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸）　休憩前に引き続き会議を再開します。

報告案件、出来庭二丁目・三丁目地区地区計画について執行部から説明を受けたいと思います。

沖田建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（沖田）　それでは、熊野町地区計画について御説明いたします。

資料のほうは、資料 7-1、7-2 をお配りしております。

それでは、資料 7-1 のほうをごらんください。まず、項目番号 1、町内の地区計画の決定状況について御説明いたします。

地区計画とは、都市計画上の区域区分、いわゆる線引きや用途地域などの既成の町の都市計画を前提条件としまして、住民や民間事業者の意向を反映しながら、熊野町都市計画マスタープラン等の上位計画を踏まえ、町が地区の特性に応じたきめ細かい計画を策定し、地区内の建築物を規制・誘導して、住みよい特色あるまちづくりを総合的に進めるための制度でございます。

現在、熊野町では次の表のとおり 3カ所の地区の地区計画を定めております。資料右

側の図 1 地区計画位置図を御確認ください。

①深原産業団地地区でございます。この地区計画は、東広島市黒瀬町との行政界付近、熊野町環境センター西側の現在の熊野産業団地となります。流通業務を主体とした産業団地の形成を目指し、町の地域産業の活性化を図ることを目標とした地区計画となっております。

次に、②出来庭二丁目・三丁目地区でございます。現在のディスカウントストア・ディオを含む地区計画となっており、このたび変更しようとする地区でございます。この地区につきましては、後ほど詳細を説明いたします。

次に③川角三丁目地区・呉地三丁目地区でございます。この地区計画は、町道昭和線から皇帝ハイツへの入り口付近から北側の現在のサービスつき高齢者向け住宅、隣ご縁が建つ地域を含む地区となっております。昭和 40 年代の熊野団地造成を機に急激に市街化が促進された背景から今後、急速な高齢化が進むため、高齢化社会に対応したゆとりある住環境の形成を図り、周辺の良い自然環境との調和に配慮したまちづくりを目標としております。

続きまして、項目番号 2、出来庭二丁目・三丁目地区地区計画の変更について御説明いたします。

資料右側の図 2、出来庭二丁目・三丁目地区地区計画の変更案もあわせてごらんください。

先ほど位置の説明を行いました②の出来庭二丁目・三丁目地区は、当初、平成 22 年 11 月に地区計画を定めた地区で、現在拡幅改良整備中の県道矢野安浦線の沿道で、平成 25 年度には、熊野団地から町道呉出来線を連絡する町道出来庭川角中央線の整備が完了し、また、都市計画道路平谷萩原線沿いに位置することから、将来的にも利便性の向上が見込まれる地区でございます。

こうした地理的状況から、今回、都市計画法の規定に基づき、この地区計画の隣接地におきまして、複合商業施設を展開する事業者から規定の地区計画を拡張する内容の計画提案書が提出されました。町としましても、その提案内容は熊野町都市計画マスタープランの方針に沿うものであるため、事業者提案を町決定することとし、図 2 のとおり、現在の地区計画区域に緑色の実線で囲んだ範囲を追加し、この追加区域の地区の区分につきましても現行の地区計画に定めているダイダイ色の沿道利用地区と黄色の市街地誘導地区として拡大し、この地区を産業振興・定住促進につながる地区に

誘導しようとするものでございます。

具体的な整備内容は、区域面積を2.5ヘクタールから5.5ヘクタールに3ヘクタール拡大し、新たにスーパーマーケットやホームセンター、ドラッグストア等を整備することとなっております。

地区整備計画の変更案につきましては、資料7-2の新旧対照表の右側部分、変更案のとおりでございます。沿道利用地区及び市街地誘導地区につきましては、大型商業施設の計画に伴うものであることから、現在、軽工業のみを許容した制限は削除いたしました。そのほかの高さの制限等については、第1種住居地域と同様の建築制限としております。

なお、紫色の産業振興地区につきましては、7-1のほうですね、資料。紫色の産業振興地区につきましては、これまでどおり周辺環境を悪化させるおそれのない軽工業の工場の設置のみを許容する内容となっております。

続いて、項目番号3、地区計画策定のスケジュールについてでございます。

平成30年4月から地元関係者に対して説明・協議等を進め、本年3月18日県知事に対し事前協議を行いました。その後、本年8月23日付で異議のない旨の事前回答が得られたため、町広報9月号の配布の際に、地区計画原案縦覧のためのチラシを同梱し、9月9日から25日までの期間で地区計画の手続に関する縦覧を行いました。その期間の縦覧者は6名、意見書の提出はございませんでした。その後、県知事に対し本協議を提出し、10月17日付で同意が得られたため、町広報11月号で周知した上で、今月6日から19日までの期間で都市計画法第17条の規定に基づき地区計画の変更案の縦覧を行いました。この期間中の縦覧者及び意見書の提出はございませんでした。

今後は、1月にこの地区計画の変更案を町長から熊野町都市計画審議会へ諮問し、異議のない旨の答申をいただければ、都市計画決定の告示を行うこととしております。また、地区計画を決定・変更する場合には、熊野町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の改正が必要となりますので、資料7-2、地区計画の新旧対照表の内容に基づき、3月議会にこの条例改正案を上程し、条例を施行する予定でございます。

説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~



○議長（大瀬戸） 執行部からの説明が終わりましたので、この報告について質疑があればお願いします。

質疑はありませんか。

ないですか。

それでは、出来庭二丁目・三丁目地区地区計画については、現在調整中の県道、矢野安浦線バイパスの沿道を産業振興・定住促進につながる地区へ誘導するため、熊野のまちづくりには重要な計画であるとの説明を受けました。本件については3月定例会において関係議案が提出されますので改めて審議することとし、まとめさせていただきます。

以上で執行部からの報告及び協議を終わります。ありがとうございました。

暫時休憩します。

（休憩 12時22分）

（再開 12時23分）

（執行部 退室）

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

これより後は議会の協議事項に移りたいと思います。

報告案件、各常任委員会の活動状況について、各常任委員長から説明を受けたいと思います。

まず、竹爪総務厚生委員長、お願いします。

~~~~~○~~~~~

○6番（竹爪） 総務厚生委員会は、10月10日にさせていただきました。その中身は、協議事項は行政視察先のテーマについてということで、阿久比町についてさせていただきました。

続きまして、それで決まったことを11月18日、19日で愛知県は阿久比町、それから19日に愛知県春日井郡豊山町に行かせていただきまして、協議したとか研修した内容ですけど、阿久比町はふれあい公園の視察、ふれあいの森について調査・研究させていただきました。それから、豊山町については介護支援ボランティアポイント事業について協議させていただきました。それに続きまして、実は11月26日にまた総務厚生委員会を開かせていただきまして、最初にことしの令和元年度の総

務・民生部の進捗状況を聞かせていただき、その後、今回行きました視察先の協議事項、行った研修先の協議事項で報告事項などの取りまとめをさせていただきました。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 次に、片川文教委員長、お願いします。

~~~~~○~~~~~

○9番（片川） 文教委員会は10月24日、教育委員会、教育長を初め、各課長、それから指導監出席のもと、1学期の主要事業の実績状況、そして、2学期の主要事業の事業計画について説明を受けたところでございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 次に、尺田産業建設委員長、お願いします。

~~~~~○~~~~~

○5番（尺田） 産業建設委員会より御報告いたします。

11月18日から19日にかけて委員会視察を行いました。18日につきましては、総務委員会と合同で先ほど竹爪委員長から説明もありました阿久比町のふれあいの森についてでございます。内容につきましては、竹爪委員長と同様でございますので割愛いたします。

2日目でございますが、愛知県の南知多町のほうに視察に行きました。内容につきましては、空き家バンク制度についてでございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 各常任委員長から報告が終わりました。

この報告について質疑があればお願いいたします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） それでは、各常任委員会の活動状況についてはこの程度として、次の報告に移りたいと思います。

報告案件、議会運営委員会の活動状況について議会運営委員長から説明を受けたいと思います。

時光議会運営委員長、お願いします。

〇10番（時光） 議会運営委員会といたしましては、10月の第7回臨時議会について、運営について協議を10月28日に行いました。

あと、12月議会に関して、委員の方にはお手元に配付されておると思いますが、12月5日、9時半より議会運営委員会を開きますのでよろしくをお願いします。

以上です。

〇議長（大瀬戸） この報告につきまして、御意見、質疑があればお願いします。

（「なし」の声あり）

〇議長（大瀬戸） それでは、議会運営委員会の活動状況についてはこの程度として次の報告に移りたいと思います。

議会広報特別委員会の活動状況について議会広報特別委員長から説明を受けたいと思います。

諏訪本議会広報特別委員長、お願いします。

〇7番（諏訪本） 議会だよりの112号へ向けて10月4日、それから10日、それから21と委員会をやっております。そういう中で、以前ちょっと皆さんにお諮りしたいというようなことを申し上げましたけども、研修会等への出席者の名前とか人数とかいうことがありましたが、どういのですか、その他のほうに大きく広げて拡大して考えておったんで、皆さんのほうにという相談という話をしたんですけども、広報委員会のほうでこういう広報のほうに載せる出席者の紹介については、広報委員会のほうで協議をして載せないということで、広報委員会のほうで協議して決めましたので御報告いたします。

以上です。

〇議長（大瀬戸） この報告について質疑があればお願いいたします。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

〇議長（大瀬戸） それではないので、議会広報特別委員会の活動状況について

はこの程度として次の協議に移ります。

続きまして、その他でございます。

何かございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) ありません。

それでは、以上をもちまして全員協議会は終了といたします。

(閉会 12時29分)

上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

熊野町議会議長

熊野町議会副議長